

第四次千葉県地域福祉支援計画 (案)

(令和 5 年度～令和 8 年度)

千 葉 県
2 0 2 3 年●月

— 目次 —

第 1 章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨等	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画期間	2
2	計画の基本的な考え	3
(1)	計画の目的	4
(2)	計画の理念	4
(3)	SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」 地域共生社会の実現	5
3	重層的支援体制整備事業の創設概要	6
(1)	重層的支援体制整備事業の実施	6
(2)	重層的支援体制整備事業実施計画	8
(3)	重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン 及び取組事例	9
第 2 章	地域福祉活動の推進体制	14
I	地域福祉の推進イメージ	14
II	各圏域（エリア）の主な役割	15
1	地域福祉活動の基礎となる日常生活圏	15
2	日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏	15
(1)	小域福祉圏のネットワークの役割	15
(2)	市町村の役割	15
(3)	柔軟な推進体制による推進	16
3	総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏	16
(1)	基本福祉圏のネットワークの役割	16
(2)	市町村の役割	17
(3)	体制イメージ	17
4	地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏	18
(1)	広域福祉圏（及び県全域）のネットワークの役割	18
(2)	県の役割	18
(3)	推進に当たっての考え方	19
III	地域福祉の担い手として期待される団体等	20
(1)	自治会・町内会等の地縁団体	20
(2)	社会福祉協議会	20

(3)	民生委員・児童委員	21
(4)	社会福祉法人・社会福祉施設	21
(5)	学校・生涯学習施設	22
(6)	企業・協同組合・事業者	22
(7)	NPO法人・ボランティア団体	23
(8)	千葉県共同募金会	23
(9)	広域・県域の福祉系組織	24

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等 25

1	人口・世帯等の状況	25
(1)	将来人口推計	26
(2)	合計特殊出生率	27
2	支援を必要とする方々の状況	28
(1)	高齢者の状況	28
(2)	障害のある人の状況（手帳の所持者数）	30
(3)	生活困窮者等の状況	31
(4)	ヤングケアラーの状況	37
(5)	ひきこもりの状態にある人の状況	39
(6)	自殺者の状況	40
(7)	更生の支援が必要な人の状況	41
(8)	児童、高齢者、障害者等への虐待の状況	43
(9)	外国人の状況	47
3	社会環境の変化	48
(1)	家庭や社会構造の変化	48
(2)	福祉人材の不足	55
(3)	地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化	64
(4)	個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化	67
(5)	SDGsへの関心の高まり	72
(6)	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況	73
(7)	先進的な技術の進展	75
4	社会福祉法等の改正	76
(1)	社会福祉法の改正	76
(2)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	76
(3)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	76
(4)	障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備	77
(5)	児童福祉法及び児童虐待防止法の改正	77
(6)	こども・子育て施策	77
5	県民の意識・活動状況	79
6	市町村アンケート結果	82

第4章 計画の具体的な取組

～ 地域・市町村を支援するための施策 ～	95
I 地域共生社会実現に向けた意識づくり	96
1 地域共生の意識の醸成	96
2 福祉教育の推進	98
3 インクルーシブ教育の推進	100
II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり	101
1 地域生活課題の解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援	101
（1）生活課題に即応した地域づくり	101
（2）消費者被害防止対策等の推進	103
（3）地域における子育て支援の充実	104
（4）新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた地域づくり	105
2 地域福祉の場、拠点づくりの促進	107
（1）地域コミュニティづくり推進への支援	107
（2）地域住民の活動の場、居場所づくりと社会資源の創出	109
3 地域住民等による地域の多様な活動の推進	111
（1）地域住民等による地域の多様な活動の推進	111
（2）社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進	113
（3）官民協働の地域づくり活動・地域貢献活動の促進	114
（4）寄附文化の醸成	116
III 多様な福祉の担い手づくり	118
1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	118
（1）福祉人材の確保・育成・定着対策の推進	118
（2）介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進	121
2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり	124
（1）民生委員・児童委員活動への支援	124
（2）コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実	126
（3）NPO、ボランティア活動等の地域福祉活動への支援	128
3 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進	130
IV 地域福祉を推進する基盤づくり	133
1 包括的な相談支援体制の構築促進	133
（1）包括的な相談支援体制の整備の推進等	133
（2）重層的支援体制整備構築の支援	136
（3）多様な主体・サービスがにつながるネットワークづくり	138
2 すべての県民を守るセーフティネットの構築	140

(1)	制度の狭間の課題への対応	140
(2)	高齢、障害、こども・子育て、生活困窮者等の 分野ごとの対策の推進	142
3	福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉サービスの供給	153
(1)	福祉サービスの質の向上	153
(2)	地域に必要な福祉サービスの供給	155
V	暮らしやすい環境づくり	156
1	お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	156
(1)	人権を尊重した共生する社会づくり	156
(2)	権利擁護体制の推進	159
(3)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の レガシーを活用した福祉のまちづくりの推進	162
2	安全・安心なまちづくりの推進	165
(1)	多様な災害に強い環境づくりの推進	165
(2)	犯罪の起こりにくいまちづくりの推進	167
3	デジタル技術を活用した環境整備	169
(1)	デジタル技術の活用推進	169
(2)	情報格差を生まない効果的な情報発信・手続き	171
VI	市町村の主体性・創造性を推進する支援	173
1	市町村地域福祉計画の策定支援等	173
(1)	市町村地域福祉計画の策定支援等	173
2	広域的な市町村支援	177
(1)	広域的な市町村支援	177
(2)	福祉サービス等に関する情報の収集・提供	179
第5章	県の実施に係る施策体系	180
第6章	地域・市町村の主な取組事例	185
第7章	計画の進行管理と達成目標	203
1	計画の進行管理	203
2	計画の達成目標	204
(1)	計画の基本指標	204
(2)	施策ごとの達成目標	204

< 資 料 編 >

1	用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	207
2	千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会委員名簿・・・・・・・・	217
3	第四次千葉県地域福祉支援計画策定の経緯・・・・・・・・	218

＊ 「こども」表記について

国の「こども」表記の判断基準を踏まえ、法令に根拠がある語や固有名詞に用いる場合などを除き、原則として「こども」と表記します。

＊ 「用語の説明」について

説明のある用語の最初の箇所に「※」を付しています。

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨等
- 2 計画の基本的な考え

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

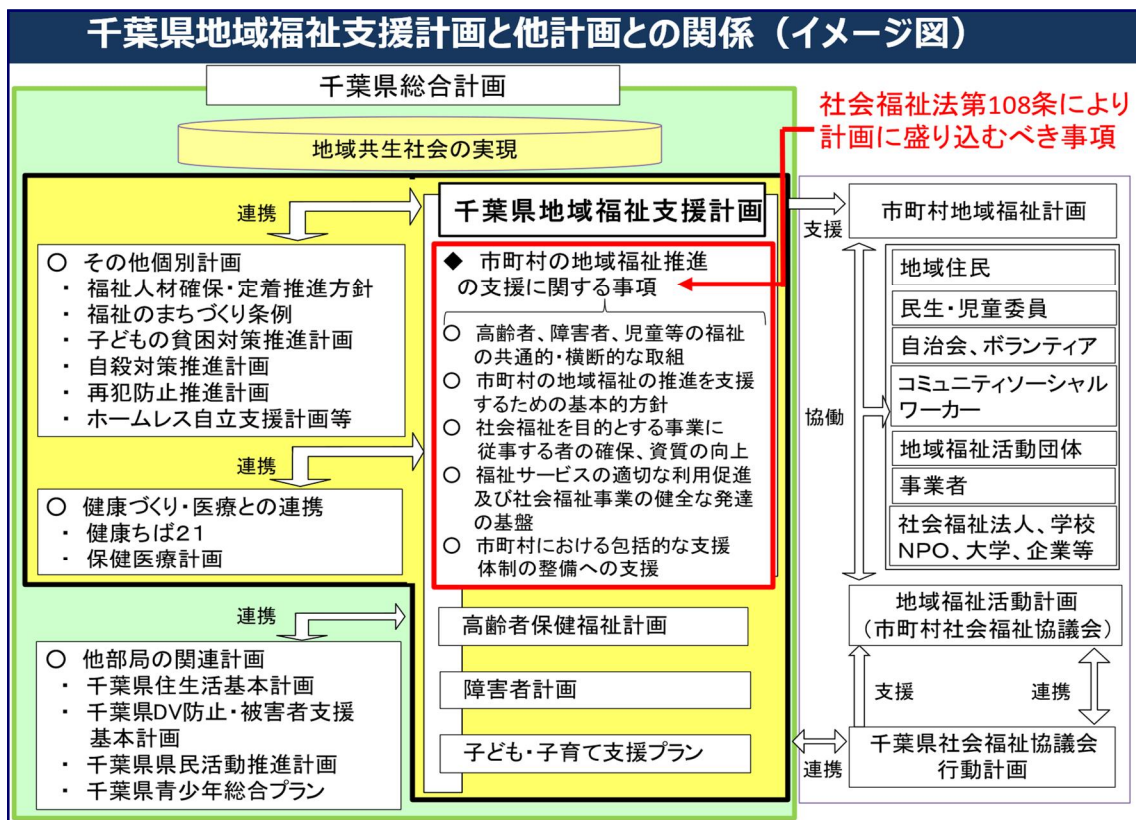
- 地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、県・市町村の関係部局はもとより、保健・福祉等の関係機関や専門職も含めて協議の上、住民と一体となって支え合うことができる目標を設定し、計画的に整備していく行政計画です。
- 地域福祉計画は、2000年（平成12年）6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、都道府県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画からなり、それぞれ策定することとされています。
- 地域福祉計画は、これまで地域社会を取り巻く環境の変化や、法制度の改正等を踏まえて見直しがなされ、都度改定されてきています。
- 本県においては、2004年（平成16年）3月に「第一次千葉県地域福祉支援計画」を策定し、近年では、2015年（平成27年）3月に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定、2019年（平成31年）3月に計画の見直しを行い、「第三次千葉県地域福祉支援計画（中間見直し版）」を策定しました。
- 今般、2020年（令和2年）6月の社会福祉法の一部の改正等を踏まえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るために、新たに「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

- 「千葉県地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。併せて、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、各分野において共通して取り組むべき事項を示すこととしています。
- 各分野の具体的施策については、個別の計画（高齢者保健福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援プラン2020等）において推進されることを基本とします。
- この計画の推進に当たっては、福祉、医療、健康づくりの各計画と連携するとともに、広く地域社会づくりに資するよう、県民活動や住まい、教育、子ども・若者支援等の他分野の施策とも連携します。

(3) 計画期間

- 計画期間は、2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。



2 計画の基本的な考え

- 少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、老老介護、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なものもあります。人々が様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。
- 地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれています。その中には、特定の課題の解決を念頭に始まる活動だけでなく、参加する人たちの興味や関心から始まる活動をきっかけに、関係性が豊かなコミュニティが生まれている活動もあります。
- 自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの日常生活圏、小・中学校単位の小域福祉圏、市町村の基本福祉圏、県全域の広域福祉圏へと幾つもの福祉圏の輪を広げ、更に福祉サービスのネットワークづくり、包括的な相談支援体制の整備を促進し、県・市町村は、住民等と一緒にあって地域福祉活動を推進してきています。
- このように、社会の変化に伴って生じている課題と、支援体制の両方に目を向けた上で、このたび社会福祉法の一部が改正され、「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）が創設されました。重層的支援体制整備事業はこの章で別に述べますが、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
- 県は、この社会福祉法の改正を踏まえ、重層的支援体制整備事業を支援するとともに、これまで推進してきた計画を検証、見直しを行い、必要な事項を加えて改定し、「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。
なお、本計画はこれから4年間にわたる地域福祉の長期計画で、指針でもあります。

(1) 計画の目的

- 本計画は、地域福祉が抱える様々な問題やニーズに対応し、困っている人たちへの支援、自立を図っていくものです。地域で発生し、又は発生する懸念がある福祉事象に対し、県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあって「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っていくことを目的として策定します。
- 計画には、県独自に実施する施策と市町村を支援する施策を記載しています。特に市町村支援に当たっては、事前に協議し、市町村の意向を尊重しながら、協働して取り組んでいきます。

(2) 計画の理念

～「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指す～

地域福祉を推進するためには、ひと、地域、自然の全てが「共に生きている」という原点・前提に立ち返り、お互いの違いを認め合う人権の尊重の視点や、少子高齢化、人口減少、災害の激甚化、新たな感染症の脅威の中で、未来に向かって共に生きる視点が必要です。地域共生社会は、地域住民が主体となり、市町村、地域福祉の関係者、県、地域全体で共に創っていく社会であると考えています。

そこで、本計画の理念を「『未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会』を目指す」としました。

○ 未来を照らし

未来を照らすとは、千葉県総合計画の基本理念である「～千葉の未来を切り開く～『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」を踏まえ、地域福祉の視点や福祉施策の方向性をしっかりと見据え、その実現を図っていきます。

○ 共に生きる

地域共生社会は、住民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことにより初めて実現できるものです。未来に向かって共に生きていくことが必要です。

○ 共に創る

「創る」とは、新しいものを創るという意味で、社会全体で共に創造力を働かせて、より良い地域社会の発展を目指します。

【地域共生社会の理念】

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

(3) SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）の15年間で達成するために掲げた目標です。
- SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。
- 我が国においても、2016年（平成28年）5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組まれています。
千葉県では、チーバくんの「SDGsシンボルマーク」を作成し、県民、企業、大学、行政などによる連携・協働の取組を促進し、活動の普及・啓発に取り組む、持続可能な社会実現を目指しています。
- 本計画においても、その実施に当たってはSDGsの取組と重なり合うことが多いことから、SDGs推進との協働を図りながら、地域福祉の推進に取り組む、地域共生社会を創り、持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。

3 重層的支援体制整備事業の創設概要

(1) 重層的支援体制整備事業の実施

- 重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。

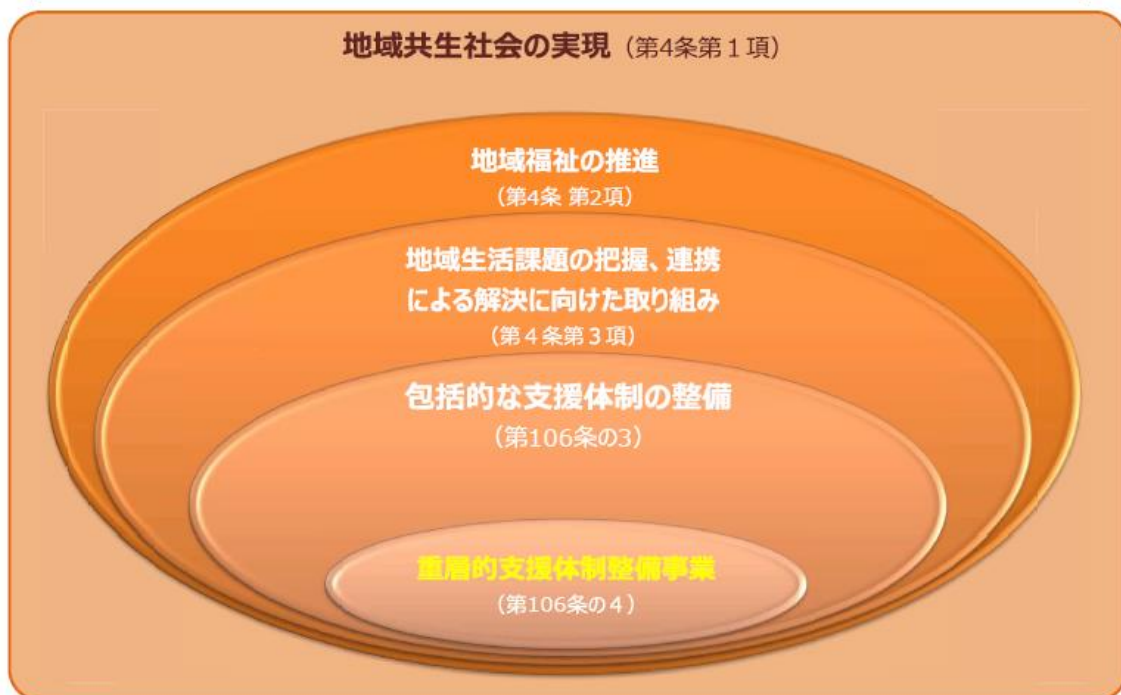
＊ 2021年（令和3年）4月1日に「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）が創設されました。

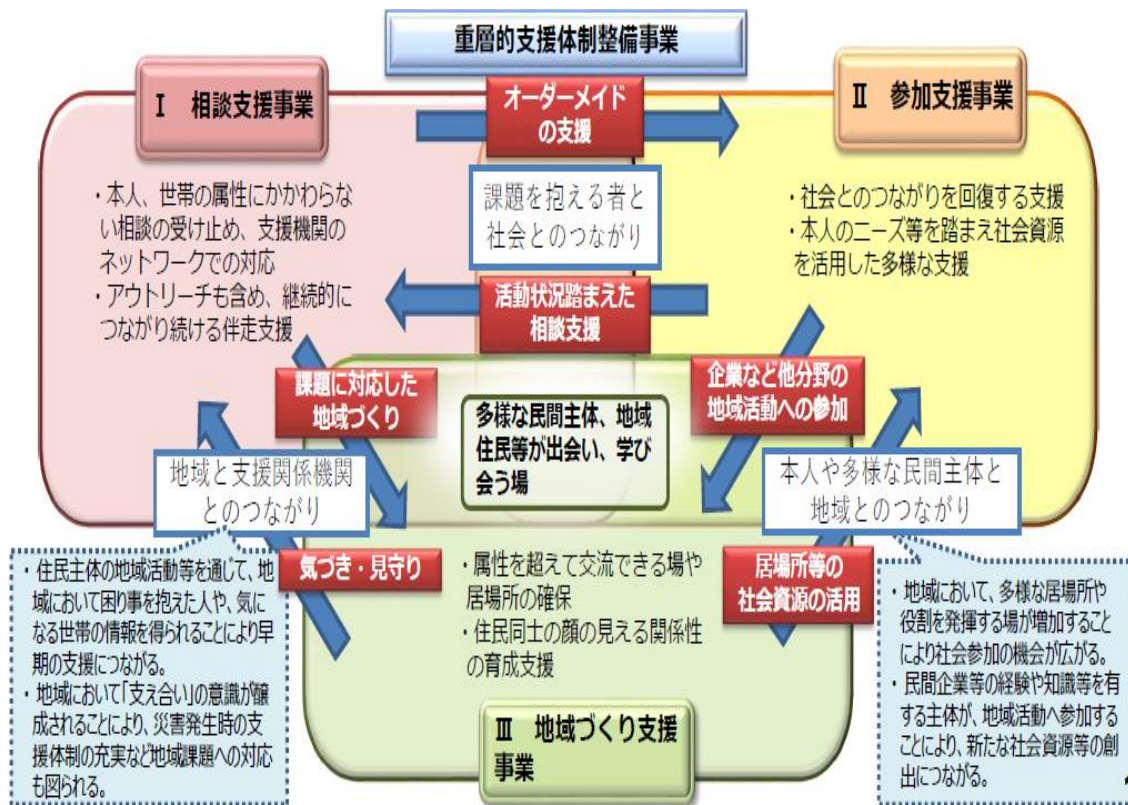
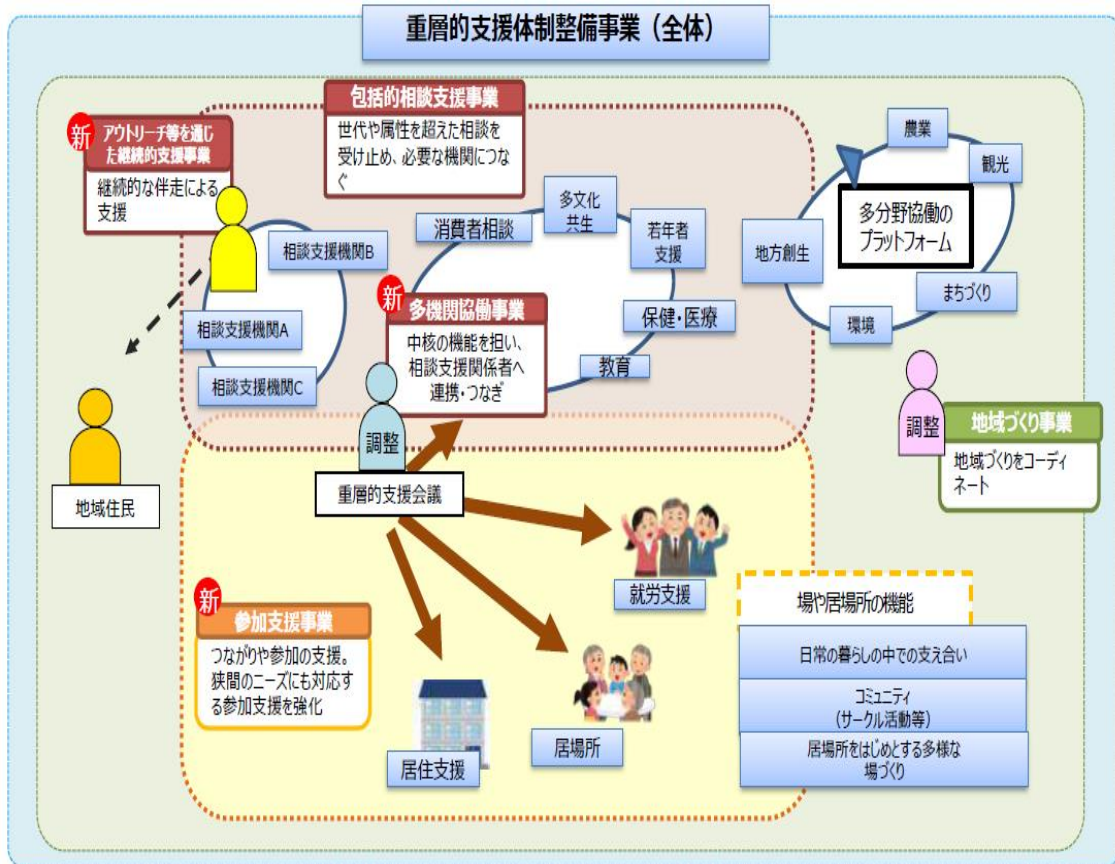
- この事業は、「市町村において、全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として位置づけられ、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくるのが目的です。
- 事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が、自分たちの市町村にあってほしい支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働のあり方などについて、考え方や進め方などを共有しながら議論をし、実際の取組に移していくものです。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)







（２） 重層的支援体制整備事業実施計画

- 市町村は重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため「重層的支援体制整備事業実施計画」（重層事業実施計画）を策定するよう努めることとされ、社会福祉法上は努力義務とされていますが、地域住民等の支援ニーズに包括的に対応するためには必須のプロセスでもあります。
- 県は広域的・専門的な見地から、積極的に重層事業の実施に対する助言や情報提供を行い、重層事業実施計画の策定等の支援に当たります。

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン及び取組事例

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン

- 重層事業実施計画は、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業（重層事業）の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は、各関連計画の内容とも整合している必要があります。
- また、重層事業は、社会福祉法第106条の3に規定されている市町村の包括的な支援体制の整備を具体化するものとして位置付けられており、市町村地域福祉計画との関係にあつては、市町村地域福祉計画に内包する場合又は別に作成する場合のいずれにおいても、重層事業実施計画は事業の実施に必要な事項に特化した内容とする必要があります。

<重層事業の実施主体>

実施主体は、市町村とする。

<重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項>

- ① 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
 - ・ 事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など。
- ② 重層事業について、包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）、参加支援事業（同項第2号）、地域づくりに向けた支援事業（同項第3号）、アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業（同項第4号）、多機関協働事業（同項第5号）のそれぞれの提供体制に関する事項（※）
- ③ 重層事業の事業目標・評価指標
 - ・ 包括的相談支援事業における相談受付件数、参加支援事業の支援対象者数、協力事業者数、地域づくり事業の拠点数、参加者数、参加機関数など。
- ④ 関係機関の一体的な連携に関する事項
 - ・ 関係機関の情報連携、重層的支援会議の実施方法など。

（※）②の提供体制に係る記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
包括的相談支援 （第106条の	・ 相談支援機関（窓口）の設置箇所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形

4第2項)	態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援（同項第2号）	・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくりに向けた支援（同項第3号）	・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援（同項第4号）	・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働（同項第5号）	・ 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

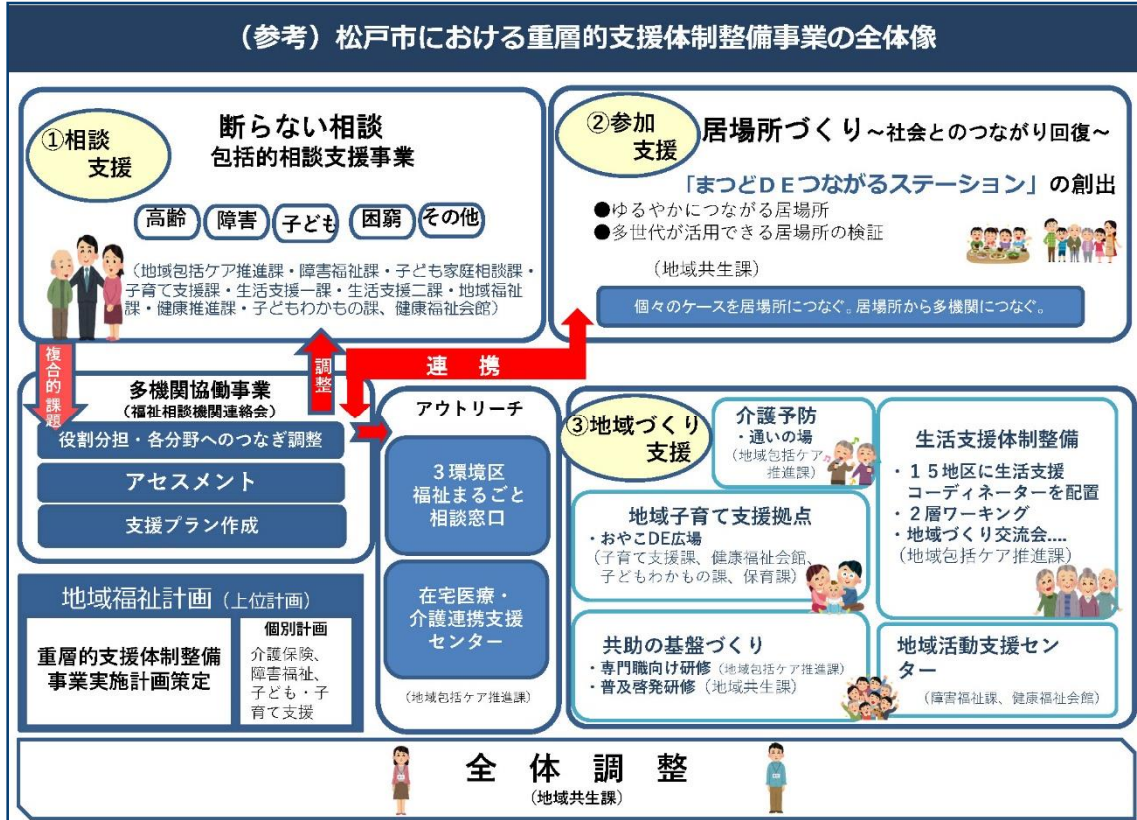
※ 以下省略（「重層的支援体制整備事業実施要綱」を参照願います。）。

<重層的支援体制整備事業交付金>

- 国は、重層事業の実施に当たって、従来、介護・障害・こども・生活困窮の分野ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助（多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業）を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（社会福祉法第106条の8）を交付することとしています。

重層的支援体制整備事業（重層事業）の取組事例

＜松戸市の取組事例＞



（参考）重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
 ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

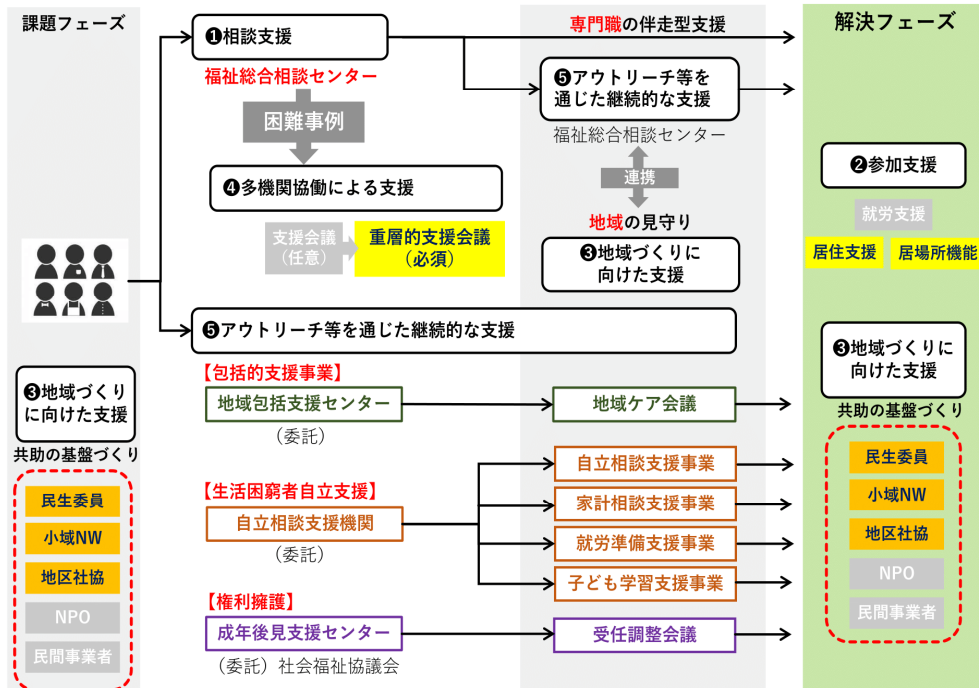
出典：厚生労働省

＜市原市の取組事例＞

市原市の包括的支援体制づくり



【イメージ】



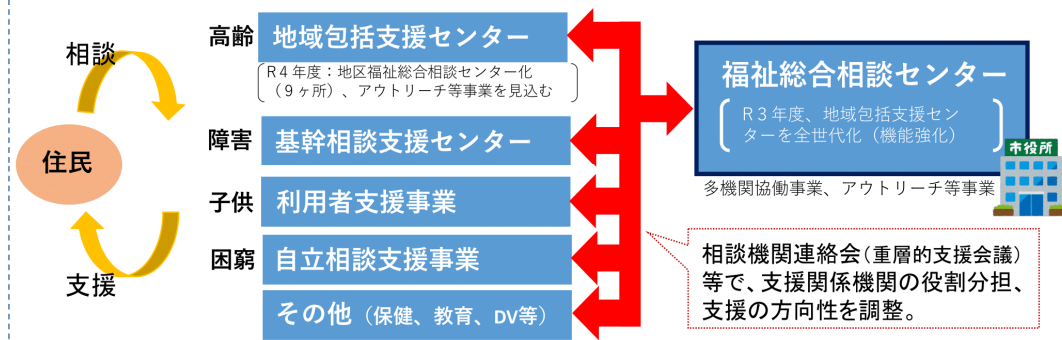
具体的な取組①－多分野をつなぐ福祉総合相談センターの設置－



複合化・複雑化した課題を抱える方・世帯の支援には
関係機関の円滑な連携による一体的な支援が必要

さまざまな関係機関の間を調整する機能の整備

- **福祉総合相談センターが相談の解きほぐし、役割分担の調整等**を行い、多分野連携チームで支援を届ける。



<市原市の取組事例>

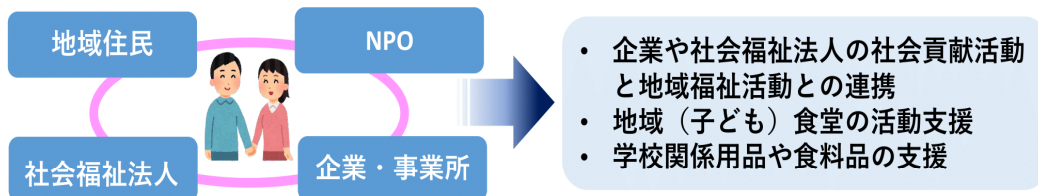
具体的な取組②－資源をつなぐ地区担当の配置－



生活課題を解決していくためには、社会福祉法人、企業などの分野を超えた資源の活用が必要

地域づくりを推進する地区担当の配置

- 地域資源や活動等を把握し、課題解決に向けて、様々な主体の橋渡し・調整等を行う。



- つながりを促進し、支援を必要とする人・地域課題の早期発見、サポート体制づくりを目指す。

【補足】市原市社会福祉協議会へ委託(生活困窮者等支援のための共助の基盤づくり事業を活用)

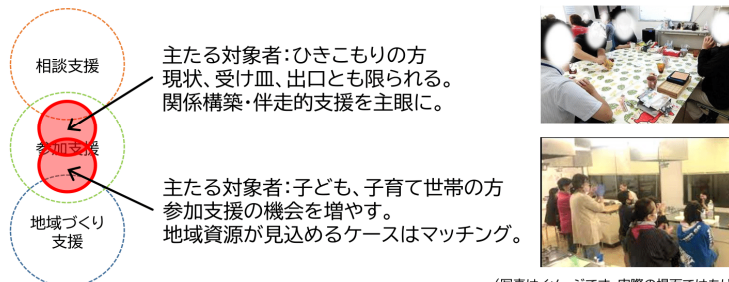
具体的な取組③－地域における参加支援の場づくり－



相談支援につながり、必要なサービスを得られても、“社会とのつながり”を回復することは難しい

社会復帰を目指す人をサポートする参加支援の場づくり

- ひきこもりなど社会的孤立にある方に居場所機能のマッチングなど、具体的に「社会とのつながり」を回復・維持できるような支援を行う。



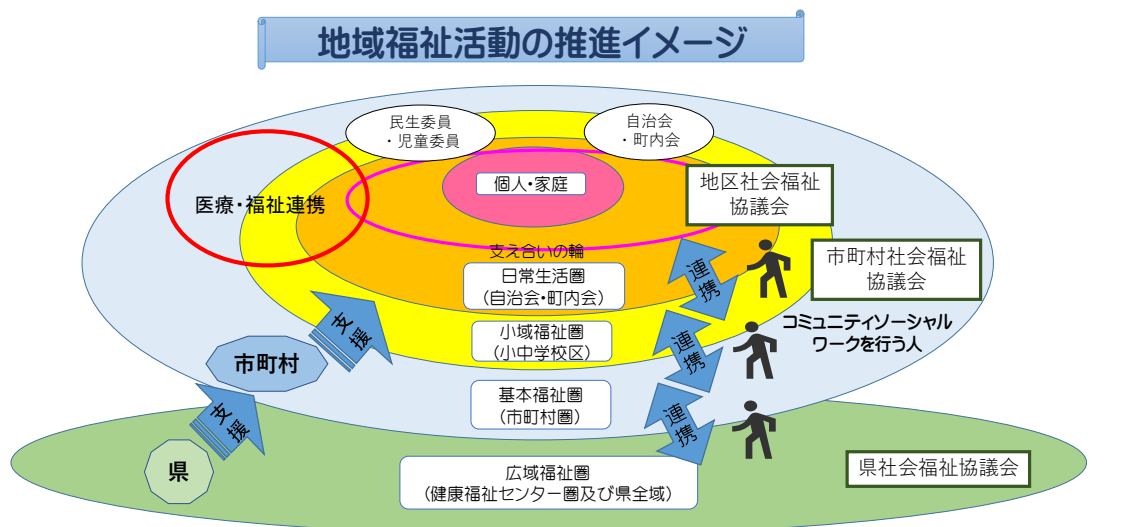
(写真はイメージです。実際の場面ではありません。)

第2章 地域福祉活動の推進体制

- I 地域福祉の推進イメージ
- II 各圏域（エリア）の主な役割
 - 1 地域福祉活動の基礎となる日常生活圏
 - 2 日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏
 - 3 総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏
 - 4 地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏
- III 地域福祉の担い手として期待される団体等

I 地域福祉の推進イメージ

- 住民が地域に誇りを持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることはもちろん重要です。しかし、複雑化した地域課題に対応するためには、支援が必要な人を家族やひとつの機関だけで支えるのではなく、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要となります。
- 地域福祉活動の中心は日常生活圏、小域福祉圏であり、各圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークにより解決が図られるよう重層的な支援体制が必要です。
- 一方、多様な地域課題に対応するためには、制度に縛られない柔軟な仕組みとする必要もあります。



Ⅱ 各圏域（エリア）の主な役割

1 地域福祉活動の基礎となる日常生活圏 （自治会・町内会等を中心としたネットワーク）

- 個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の助け合いの力で解決を図ります。
- 地域住民、自治会・町内会等、地区社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員などが連携し、地域の見守り活動等によって、支援が必要な人や地域の潜在的ニーズを把握し、具体的な相談・支援機関などに結び付けます。
- 日常生活圏での解決が難しい生活課題については、小域福祉圏等のネットワークに地域課題としてつなぎます。

2 日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏

（おおむね小・中学校区単位のネットワーク）

（1） 小域福祉圏のネットワークの役割

- 地域の関係者（機関）による分野横断的なネットワークを構成し、日常生活圏における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援します。
- 各日常生活圏のネットワークを結ぶ場となり、日常生活圏等から持ち込まれた地域課題を整理し、小域福祉圏での解決を目指します。
- この圏域でも解決が困難な課題は、市町村圏ネットワークへつなぎ、関係者と協働して解決の道を探ります。

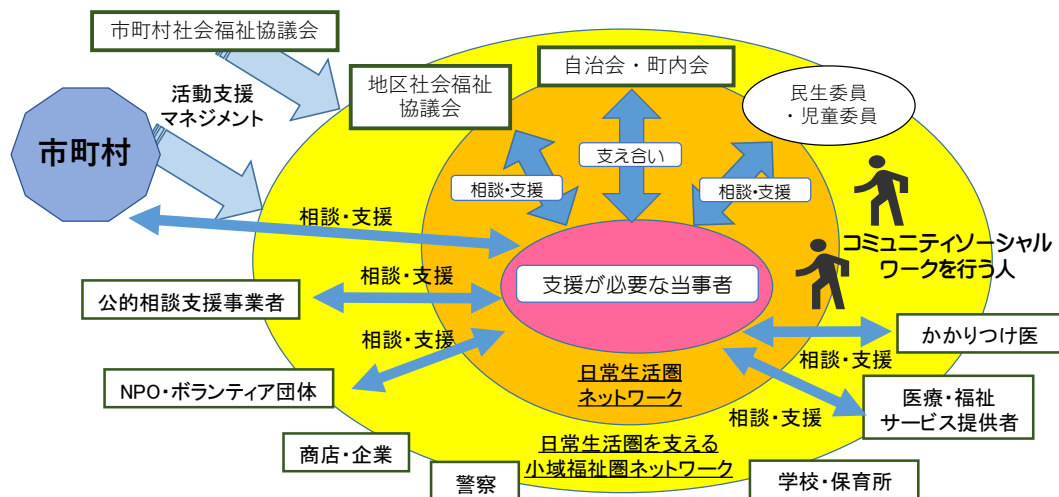
（2） 市町村の役割

- 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域の状況を把握するとともに、ネットワークの立ち上げ支援等、小域福祉圏における連携を促進します。
- 地域福祉活動のための環境整備や住民活動の支援を行います。

(3) 柔軟な推進体制による推進

- 小域福祉圏における地域福祉活動の推進体制のイメージとしては、小・中学校区（おおむね人口1万人程度の地域）を小域福祉圏と想定しています。
- 小規模な市町村においては、人口や社会資源等の実情に応じて、小域福祉圏の推進体制を設定せずに基本福祉圏（市町村圏）で代替する等、市町村において適切な圏域を設定することが考えられます。
- 県の施策の中では、地域福祉フォーラム[※]のうち、小域地域福祉フォーラムがこれに当たります。

小域福祉圏での地域福祉活動推進体制イメージ



※ネットワークの構成員（機関）は地域の状況や課題等により異なります。

3 総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏

（市町村圏）

(1) 基本福祉圏のネットワークの役割

- 小域福祉圏の課題解決に向けた支援を行います。
- 専門的なノウハウが必要な課題には構成員（機関）の持つ専門機関ネットワークと連携・協働して対応します。
- 課題の解決に予算的・制度的な対応が必要である場合は市町村等に提案し、行政と連携して対応します。

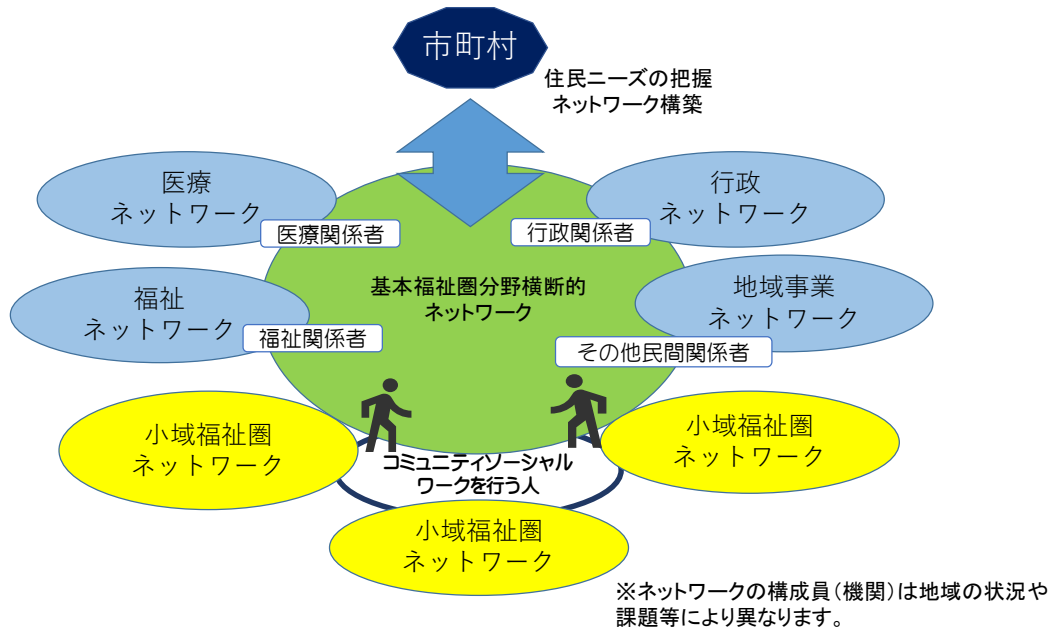
(2) 市町村の役割

- 地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。
- 公的福祉サービスをマネジメント（管理）し、安定的に提供します。
- 対象者横断的な課題や、「制度の谷間」にある人への支援等に対応するため、総合的な相談支援体制の整備と複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりに努めます。

(3) 体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

- 基本福祉圏のネットワークでは、小域福祉圏のネットワーク間の調整を行うため、地域包括支援センター※運営協議会や地域自立支援協議会※等の公的枠組みにおいて整備されている協議会を活用して、基本福祉圏で対応すべき地域課題の解決や地域福祉活動、地域づくりを推進します。
- 県の施策の中では、地域福祉フォーラムのうち、基本地域福祉フォーラムがこれに当たります。
- 人口規模の大きな市においては、人口、面積等の実情に応じて、市全域と小域福祉圏の間にサブ圏域（市役所支所単位程度の圏域）を設定し、基本福祉圏と同様の体制を設ける等、適切な圏域を設定することが考えられます。
- 一方で、人口規模の小さい町村などでは、基本福祉圏の役割として想定されている機能を担うことが困難な場合もあると思われるため、広域での機能確保の仕組みを構築するなど、地域の実情に応じた対応を検討する必要があります。

基本福祉圏における地域福祉活動推進体制イメージ



4 地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏

(1) 広域福祉圏（及び県全域）のネットワークの役割

- 単独の基本福祉圏では解決が困難な、専門的・広域的な取組が必要な課題（地域リハビリテーションの推進、福祉人材確保対策、精神保健施策等）に対して、県や専門機関が協働してネットワークを構築し、市町村等と連携して課題解決に取り組みます。

(2) 県の役割

- 県域の職能団体、事業者団体、専門組織等の地域福祉活動を支援し、また、これら団体の連携を促進します。
- 地域福祉、地域づくりに有益な事業や研究成果等を市町村や地域に提案し、協働して取り組みます。
- 地域福祉のネットワークを構築するコーディネーターや地域医療・福祉に携わる人材の育成支援を行います。
- 地域福祉の考え方を普及・啓発し、地域福祉活動の普及に向けた土壌づくりを行うとともに、市町村に対しても施策の企画・立案のための情報提供を行います。

(3) 推進に当たっての考え方

- 地域福祉は、住民や関係者が主体的に日常生活圏、小域福祉圏で活動し、それを基本福祉圏や市町村が支えることによって実現します。
- 県や広域団体は、地域福祉を進めるに当たって、日常生活圏、小域福祉圏、基本福祉圏の活動や市町村の主体性・地域性を尊重し、必要な支援を行います。
- 地域福祉の推進に当たっては、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、生活・福祉課題の解決とその発生の防止を目指す仕組みとすることが重要です。特に、日常生活圏、小域福祉圏など住民に身近な圏域においては、住民の主体性・自主性がより一層促される工夫が必要です。

Ⅲ 地域福祉の担い手として期待される団体等

(1) 自治会・町内会等の地縁団体

- 自治会・町内会等の活動は、地域の環境美化、防災・防犯、地域の見守り、健康づくり、イベント開催等多岐にわたっており、住民に最も身近な組織として地域の重要な役割を担っています。
- 一方で、住民の連帯感の希薄化などに伴い、自治会・町内会等については、加入率の低下や担い手不足、活動の停滞等の問題が生じつつあります。
- 自治会・町内会等は、地域活動を推進するための基本的単位として、地域住民による助け合い（互助）を高めるものであり、活動が活発化し、地域の中で様々な取組を行うことが期待されています。
- また、市町村の中には、加入率を促進するため、転入者などに対して協力を呼び掛けているところもあり、自治会・町内会等が行政と連携して地域活動に取り組むことも大切です。

(2) 社会福祉協議会

- 市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、区域内の住民（地区社会福祉協議会、自治会、町内会、住民等）や、民生委員・児童委員、ボランティア団体等によって構成され、様々な社会福祉事業の企画、実施や地区社会福祉協議会の組織づくり等地域住民に対し社会福祉活動の参加のための援助等を行っており、地域の多様な福祉活動をコーディネートするなど、各市町村の地域福祉推進に不可欠な役割を果たしています。
- 地区社会福祉協議会（社協支部）は、県内では580を超える組織があり、ふれあいサロン、見守りネットワーク活動、子育て支援活動等住民が主体となった小・中学校区等での地域活動を行う基礎組織として定着し、地域福祉活動の拠点として重要な役割を担っています。
- 社会福祉協議会では、若年層の参加者があまり増えず不足していること、また、会費や寄附金等の自主財源が伸び悩んでおり財政基盤が脆弱になっていること等が課題となっています。
地域に活動拠点を確保する等により、地域住民に密着した活動を安定・

継続的に行うことや社会福祉協議会の取組に関する広報を強化し、地域住民の認知度を上げていく取組が求められています。

- また、社会福祉協議会が扱う地域福祉の課題は社会の成熟化により複雑化しており、その課題の解決のためには、個別ケースに関する豊富な知識・経験と多数の関係者との調整が必要になっています。

そのため、個別支援と地域支援の両方のスキルを持った高度な専門性を有する人材の育成が求められています。

- そのような中、社会福祉法第110条第1項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために、より一層重要な役割を果たすことが期待されます。

（３） 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、それぞれの担当地区において、住民の生活状態の把握をはじめ、支援が必要な人に対する福祉サービスの情報提供や生活相談、助言等の自立に向けた援助を行っています。また、行政との協働・関係機関との連携により、地域生活課題の解決に取り組んでいます。

- 高齢者や障害のある人、孤立に至る人等が増加していることから、公的福祉サービスの利用に結び付ける役割、孤独死や虐待等、孤立を防ぐ取組、災害時の事前事後における要配慮者^{*}の把握と支援、認知症等により自ら助けを求められない人々への支援など、地域の状況に応じた様々な活躍が期待されます。

（４） 社会福祉法人・社会福祉施設

- 県内では、社会福祉法に基づき数多くの社会福祉法人が認可されており、福祉や介護などに関する専門スタッフが数多く在籍しています。

2016年（平成28年）の社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、地域福祉の担い手として、積極的に貢献していくことが期待されています。

- 取組例としては、地域で孤立する住民を対象とした居場所づくり、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援など、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者等に対する支援が考えられます。

こうした取組を各法人が創意工夫を凝らして行うことにより、支援体制が重層化され、地域における課題解決力が向上することが期待されています。

- また、障害福祉施設については、入所施設から地域生活へ移行した利用者等に対する専門的支援、緊急時の支援、余暇活動支援等のバックアップ機能の強化が求められています。

(5) 学校・生涯学習施設

- 県内には、2022年度（令和4年度）時点で、小学校が759校、中学校が388校設置され、また、高等学校は181校（全日制、定時制：市立、私立を含む。）、高等教育機関（大学、短大等）は36校、特別支援学校は46校（国立、公立）設置されており、これら学校は地域の貴重な社会資源です。
- 学校は、運動会や文化祭など年間行事等を通じ、地域に潤いとにぎわいを与えるだけでなく、地域交流の拠点として活用されている事例もあります。地域福祉を推進するためには、学校を中心とした地域活動や児童・生徒と地域との交流等を通じ、地域、学校ともに一層の活性化を図ることが大切です。
- また、各地域の公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設で展開されている、教育分野の取組と地域福祉の取組の連携を図るため、地域で一体的に進めることにより、相乗効果が期待できます。

(6) 企業・協同組合・事業者

- 企業の地域貢献活動として、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベントの実施等、事業者の特性を活かした社会貢献活動が推進されており、地域に資源の提供を行う企業も数多く存在しています。
- また、地域の防犯拠点や災害時の行政との協定をはじめ学童保育※の実施、高齢者の孤立化防止活動への参加等、新しい形での地域貢献も行われています。
- 地域貢献活動を行っている企業・協同組合・事業者のPRや支援等、企業等への働きかけを強化し、従業員のボランティア活動への参加等、具体的な活動を促進することが必要です。

(7) NPO法人・ボランティア団体

- 千葉県NPO法人（特定非営利活動法人）数は、2023年（令和5年）3月末現在で1,950法人（千葉市認証分を含む）となっており、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、国際協力等多様な分野に渡る活動が県内各地で行われています。その中で、保健・医療・福祉分野で活躍するNPO法人数は最も多く、千葉県認証の法人の中では全体の6割を占めており（複数分野で活動する法人を含む）、福祉の担い手として大きく期待されています。
- 県内の社会福祉協議会で把握している社会福祉等のボランティア活動に取り組む団体数及び登録者数は、2022年（令和4年）4月1日時点で3,020団体、71,673人でした（出典「ボランティア・市民活動データブック」）。2022年度（令和4年度）の県政世論調査によると、ボランティアとして活動したことのある人は44.2%で、このうち定期的に又は時々活動している人の割合は12.7%と、継続的な参加はまだ少ない状況であり、より多くの人の主体的な参加を促すような環境づくりが必要です。
- また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に展開してきたボランティア活動への参加機運の醸成や共生・共助の社会を担える人材づくりの育成など、各種取組の成果をレガシー※として各地域に波及させていく必要があります。

(8) 千葉県共同募金会

- 共同募金会は、地域福祉の推進を図るため、寄附金を募集し、集まった寄附金を県内の社会福祉事業に配分する共同募金事業を行うことを目的に設置される社会福祉法第113条に基づく組織で、市町村社会福祉協議会などの関係団体と協力して、民間の地域福祉活動を財政面から支える役割を果たしています。
- 地域や職場などでの募金活動や福祉活動への助成、広報活動などを通じ、県民の福祉活動への理解と参加の促進、寄附文化の醸成などが期待されます。
- 2021年度（令和3年度）の募金額は、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金をあわせて約5億7千万円でした。「じぶんの町を良くするしくみ」をテーマに、住民ボランティアや地域福祉活動を応援するとともに、災害支援にも役立てられています。

(9) 広域・県域の福祉系組織

- 市町村区域を超えた広域、県域での福祉活動を支援する組織には、県社協のほか、例えば千葉県民生委員・児童委員協議会（県民児協）、千葉県社会福祉士会等様々な団体があり、各種研修などを通じた専門職の育成や広域的なネットワークづくりを進めてきました。
- 地域生活課題が複雑化、多様化する状況において、市町村単位の組織自体が専門性、独自性を高めており、広域・県域組織においては、これまでの取組の実効性を向上させるとともに、組織の有する専門性を一層高め、広域・県域でなければならない活動に特化・集約化することが重要です。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

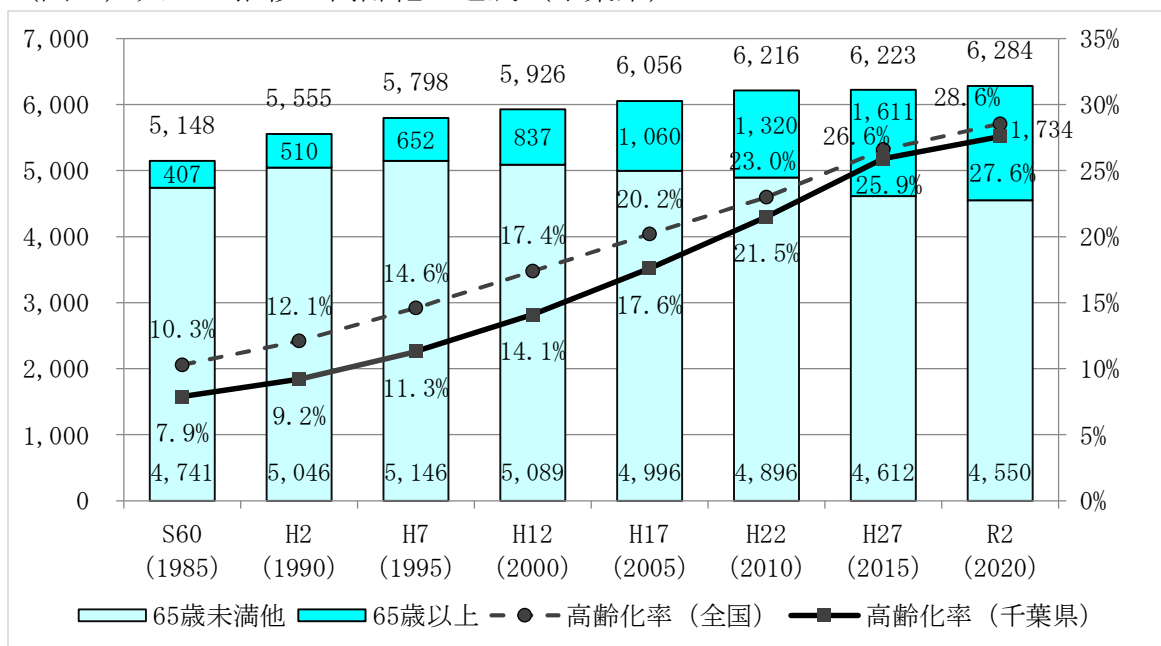
- 1 人口・世帯等の状況
- 2 支援を必要とする方々の状況
- 3 社会環境の変化
- 4 社会福祉法等の改正
- 5 県民の意識・活動状況
- 6 市町村アンケート結果

1 人口・世帯等の状況

○ 医学・医療の進歩、公衆衛生活動の発展のほか、生活習慣及び社会環境の改善により、日本人の平均寿命が延びたこと等から、我が国では人口の高齢化が進展しています。我が国の高齢化の特徴は、少子化の傾向と相まって、世界に例を見ない速さで進行しています。

○ 千葉県の高齢化率^{*}は27.6%で、全国では7番目に低い数値ですが、近年、徐々に全国平均（28.6%）との差が縮まっています。（図1）

（図1）人口の推移・高齢化の進展（千葉県）



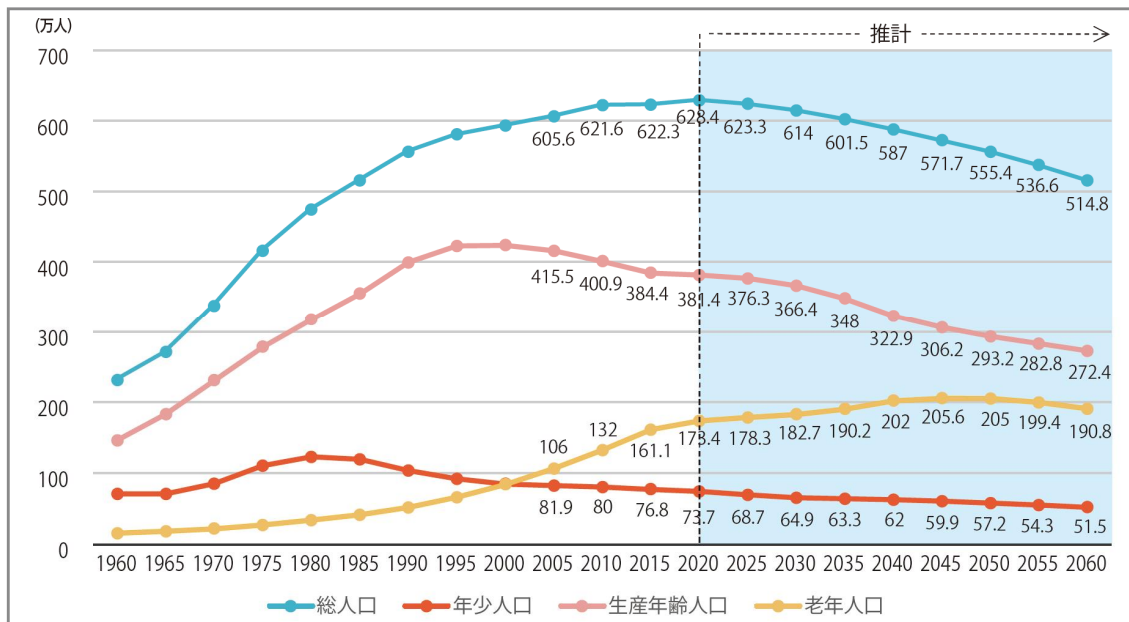
資料：総務省「国勢調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(1) 将来人口推計

- 我が国では人口減少社会の到来を迎えており、千葉県の人人口も、2011年（平成23年）には、少子化の進行に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減となり、2021年（令和3年）には社会増※による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入りました。
- また、2020年（令和2年）に約628万人であった本県の人人口は、2060年（令和42年）には約515万人になると推計されています。
- また、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には、約3.5人に1人が高齢者となる見込みであり、総人口が減少する中であっても、高齢者人口（65歳以上）は2045年（令和27年）頃まで増え続け、高齢化率はその後も上昇する見込みです。（図2）

（図2）総人口及び年齢3区分人口の推移（千葉県）



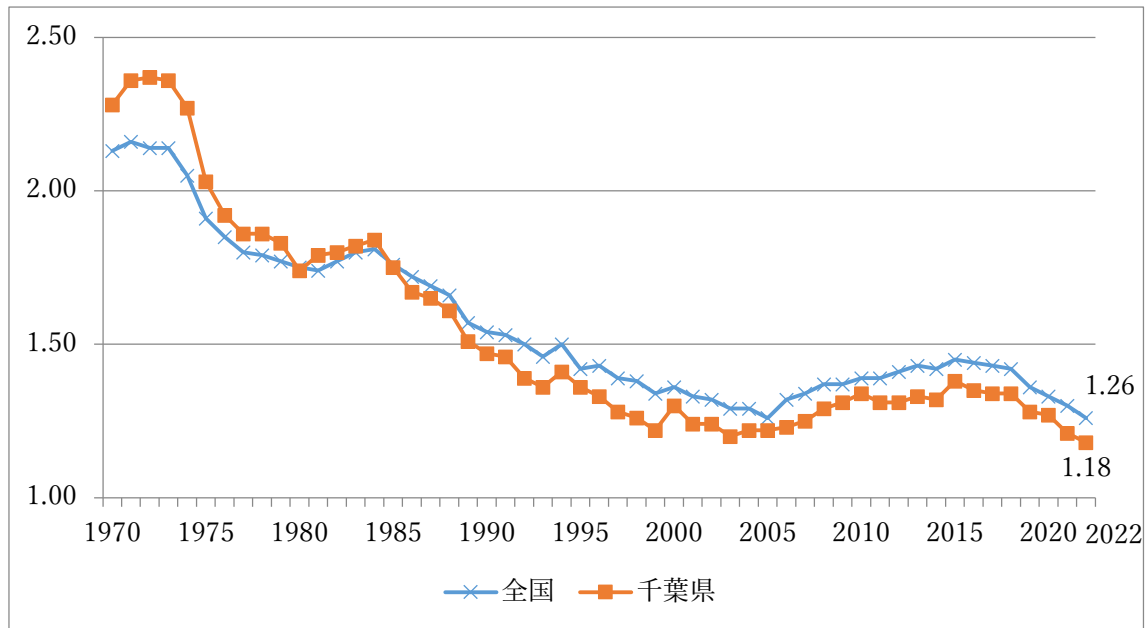
資料：1960年（昭和35年）～2020年（令和2年）は総務省「国勢調査」。

2021年（令和3年）以降は千葉県推計。

(2) 合計特殊出生率※

- 千葉県の合計特殊出生率は、1970年（昭和45年）代後半から低下傾向にあります。また、1985年（昭和60年）からは全国平均を下回る状況が続いており、2022年（令和4年）では1.18と、人口を維持していくのに必要な値とされている2.07を大きく下回っています。（図3）

（図3）合計特殊出生率の推移（全国・千葉県）



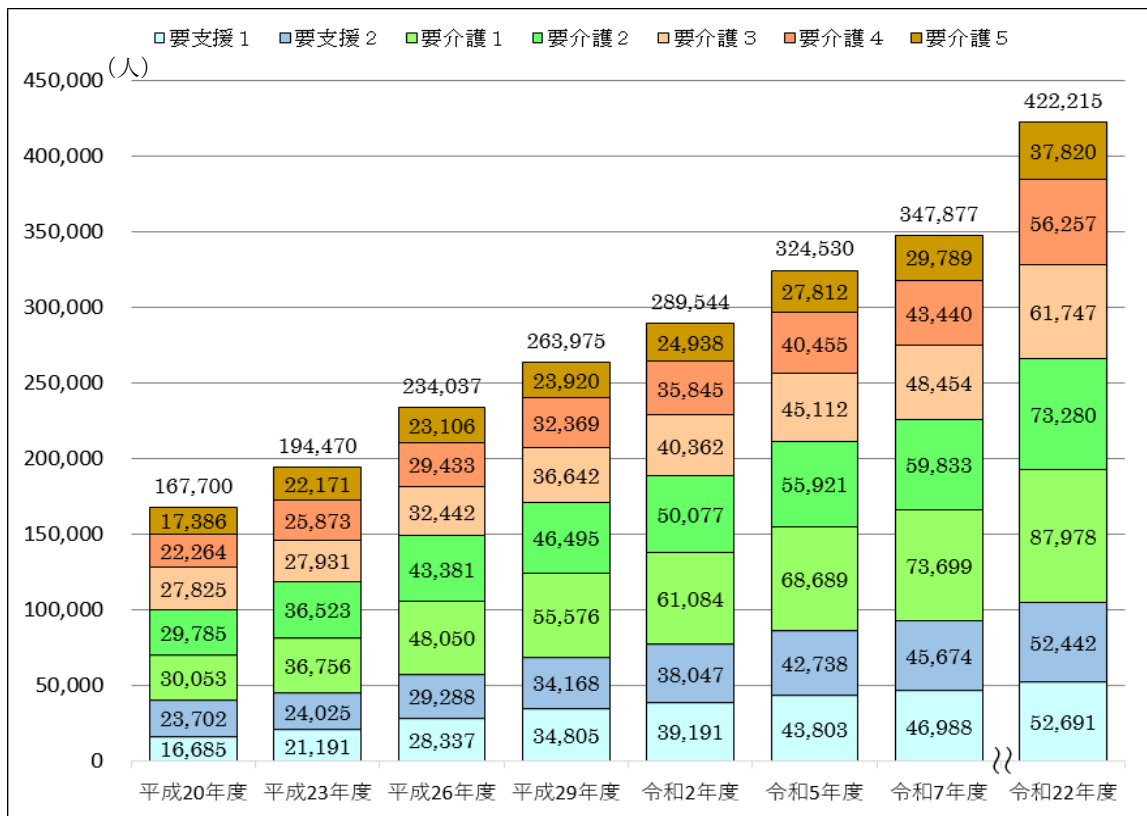
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 支援を必要とする方々の状況

(1) 高齢者の状況

- 急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者数や認知症高齢者数も急激に増加することが見込まれています。
- 本県における要介護等認定者数は、2008年度（平成20年度）には約16万8千人でしたが、2020年度（令和2年度）には約29万人に、2040年度（令和22年度）には約42万2千人に増加する見込みです。
- このうち、要介護4又は5のいわゆる重度者は、2008年度（平成20年度）には約4万人でしたが、2020年度（令和2年度）には約6万1千人に、2040年度（令和22年度）には約9万4千人に増加する見込みです。（図4）

（図4）要介護等認定者数の状況と将来推計（千葉県）

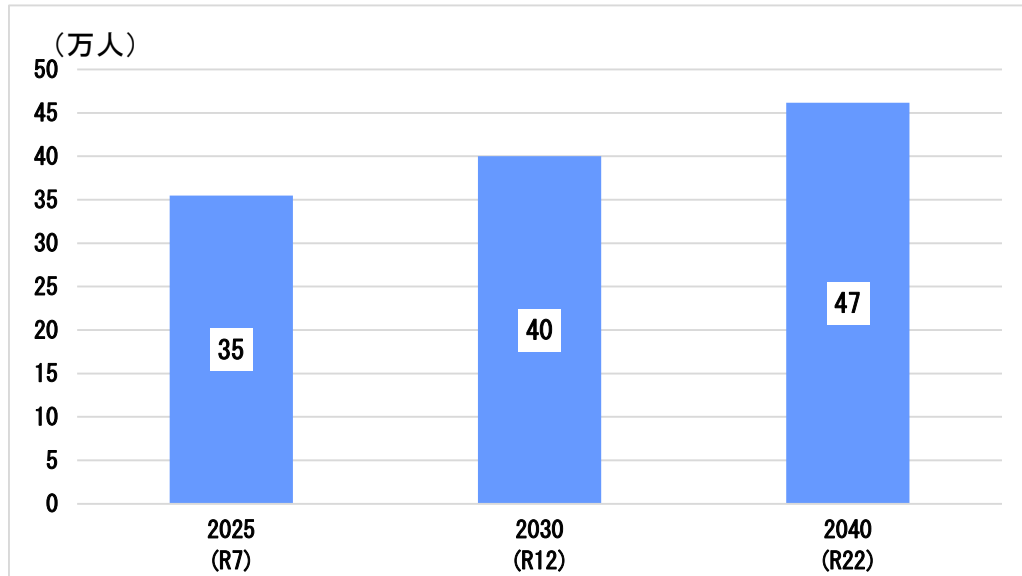


資料：2008年度（平成20年度）～2017年度（平成29年度）は介護保険事業状況報告（年報）。
2020年度（令和2年度）は市町村の見込値の合計による。2023年度（令和5年度）、2025年度（令和7年度）、2040年度（令和22年度）は市町村の推計値の合計による。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

- また、認知症高齢者も急増していくものと見込まれ、2025年（令和7年）の約35万人から2040年（令和22年）の約47万人へと、20年間で約1.3倍に増加するものと見込まれています。（図5）

（図5）認知症高齢者の将来推計（千葉県）

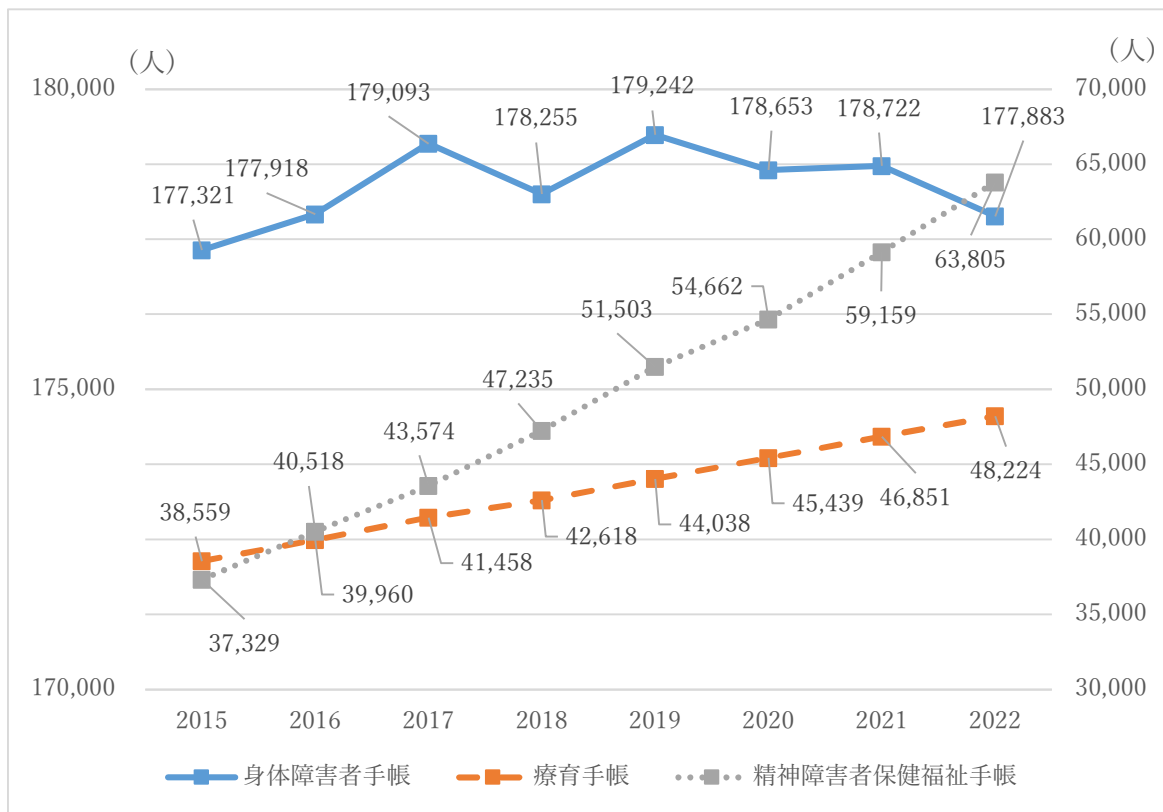


資料：2025年（令和7年）以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）による推計値（2025年（令和7年）の高齢者人口：179.1万人）」

(2) 障害のある人の状況（手帳の所持者数）

- 身体障害者手帳を持つ人は、2022年度（令和4年度）末時点で177,883人です。2018年度（平成30年度）末と比較して、全体で0.2%の減少となっており、近年では、ほぼ横ばいの傾向となっております。
- 療育*手帳を持つ知的障害のある人は、2022年度（令和4年度）末時点で48,224人です。2018年度（平成30年度）末と比較して、全体で13.2%増加しています。
- 精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、2022年度（令和4年度）末時点で63,805人です。2018年度（平成30年度）末と比較して、全体で35.1%増加しています。（図6）

（図6）障害のある人の手帳の所持の状況（千葉県）



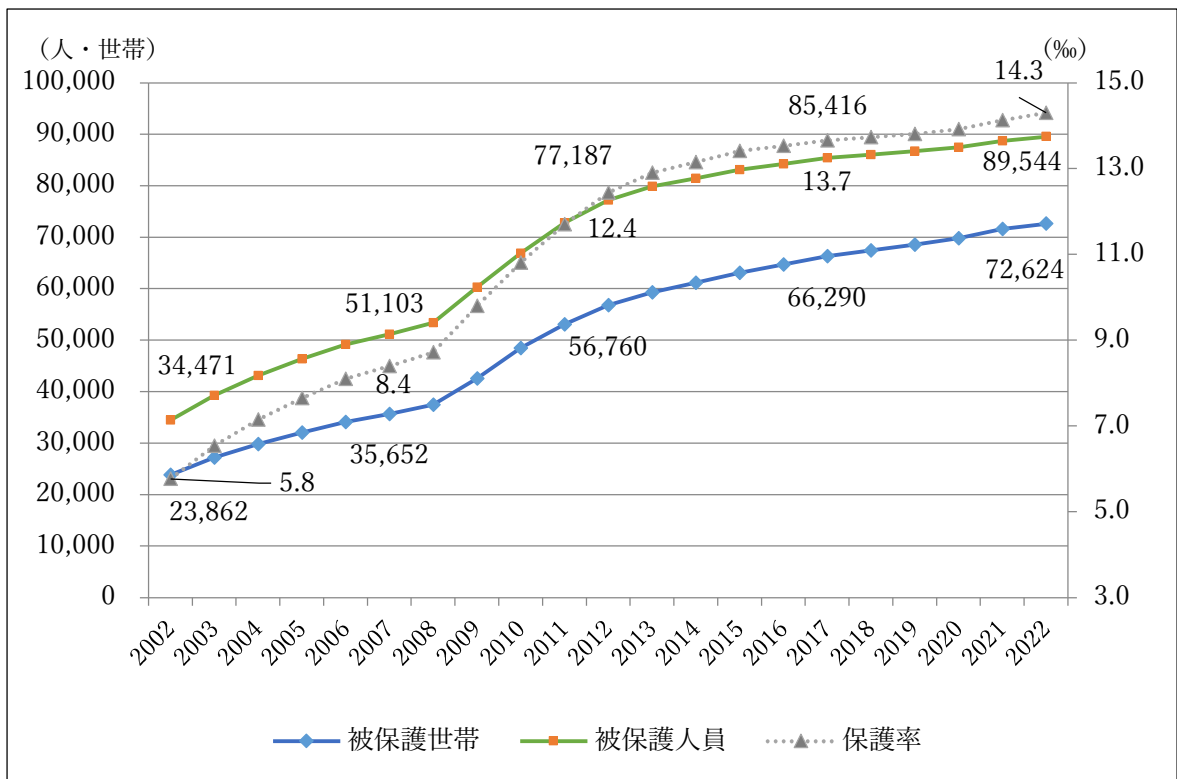
資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

(3) 生活困窮者等の状況

ア 生活保護の状況

- 社会経済の構造的な変化等により生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加していると言われています。2022年（令和4年）時点の千葉県の被保護世帯は72,624世帯、被保護人員は89,544人となり、10年前の2012年（平成24年）の56,760世帯・77,187人に比べ、大きく伸びています。（図7）

（図7）被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移（千葉県）

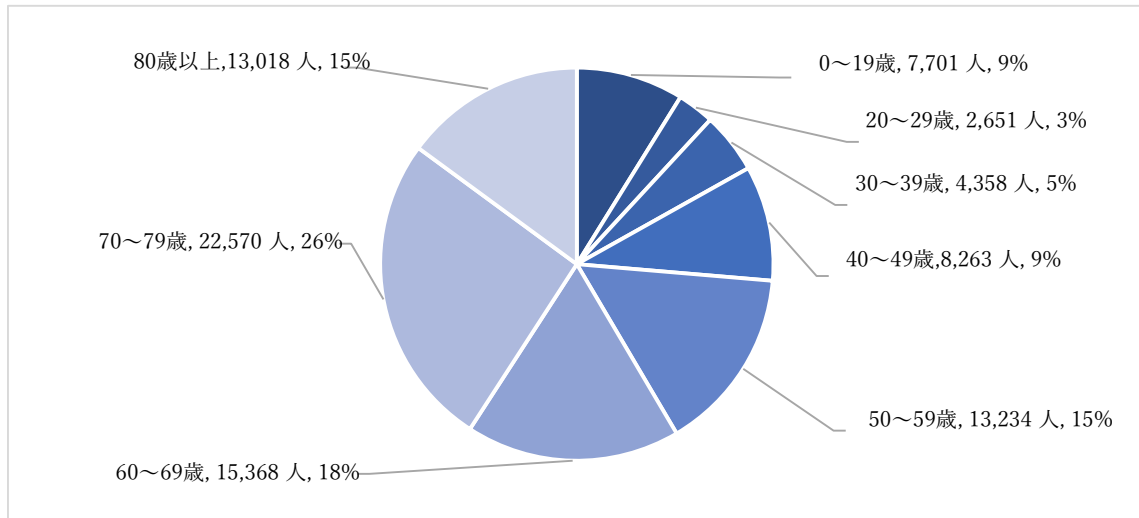


資料：厚生労働省「被保護者調査」（各年度1か月平均）。保護率を算定する人口は、千葉県毎月常住人口調査による（毎年4月1日）。

- 2021年度（令和3年度）の千葉県の年齢別被保護人員は、60～69歳が15,368人（構成割合18%）、70～79歳が22,570人（26%）、80歳以上が13,018人（15%）と60歳以上の人が約6割を占めています。また、その伸びも近年大きくなっており、2011年（平成23年度）と2021年（令和3年度）を比較すると、70歳から79歳までは約1.6倍に、80歳以上は約2.5倍に増えています。（図8、9）

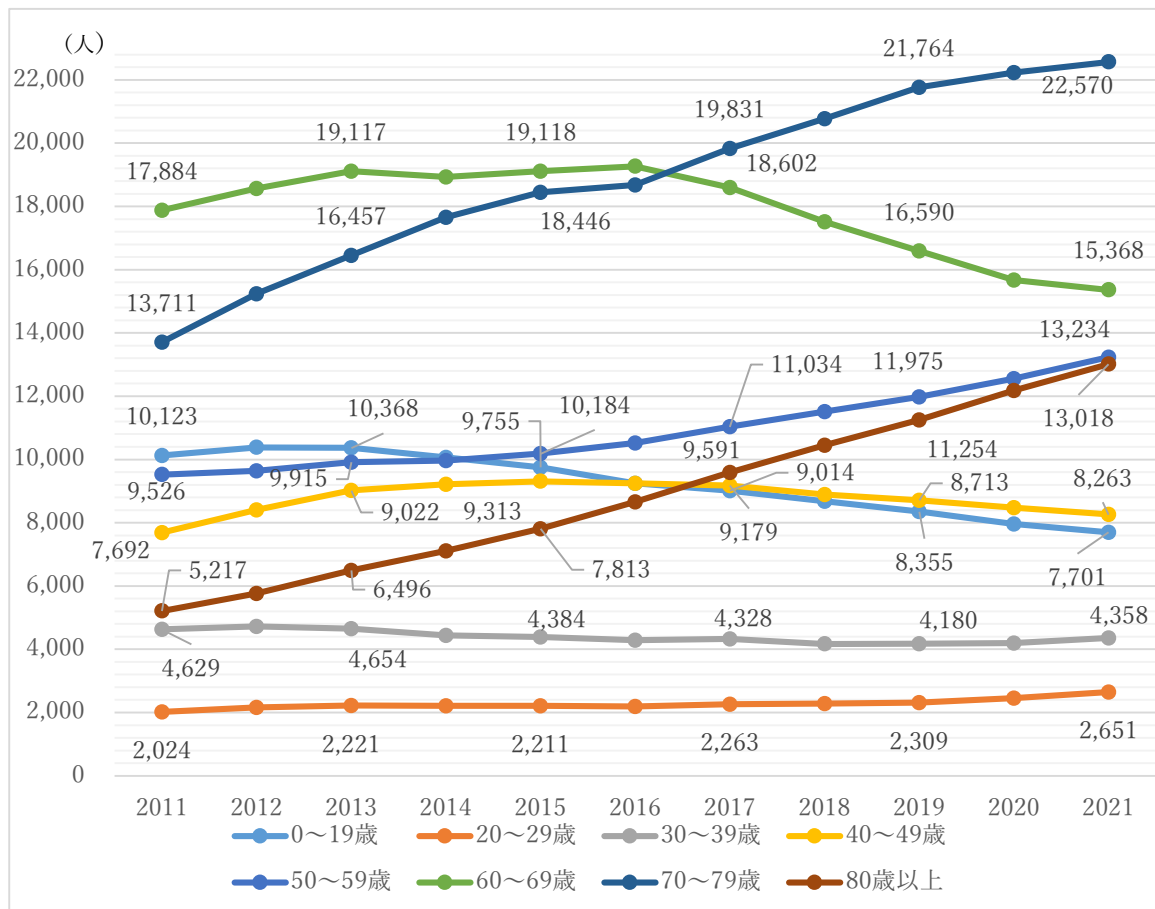
第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図8) 2021年度(令和3年度)年齢階層別被保護人員(千葉県)



資料：厚生労働省「被保護者調査」

(図9) 年齢階層別被保護人員の年次推移(千葉県)

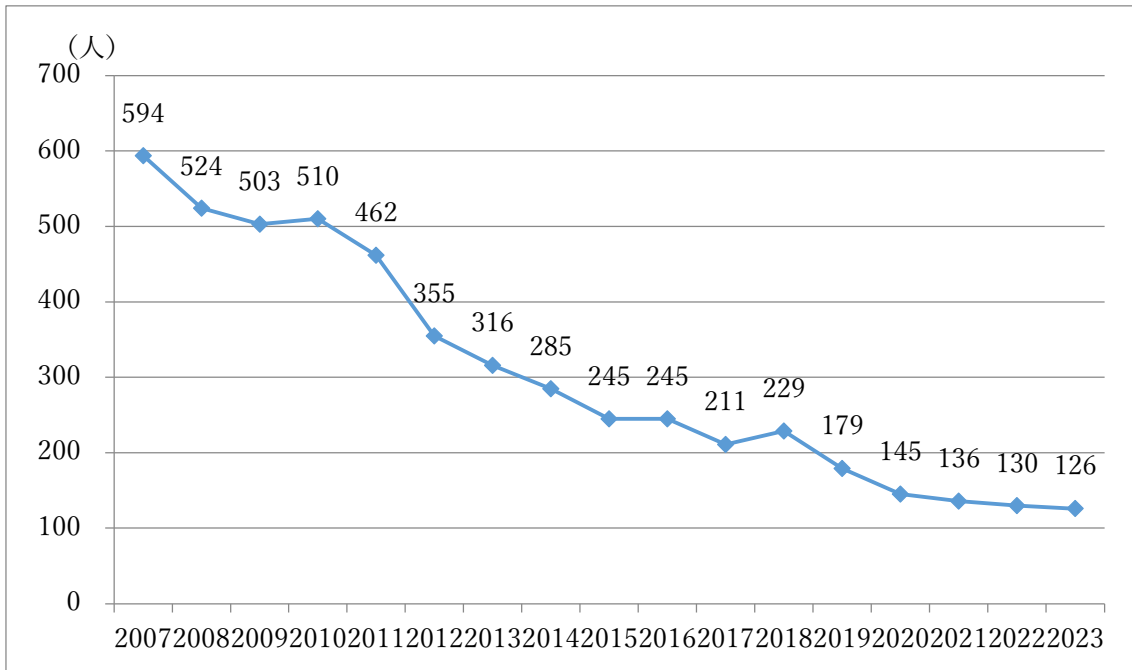


資料：厚生労働省「被保護者調査」

イ ホームレスの状況

- ホームレスについては、本県は近年減少傾向にあります。2023年（令和4年）では126人となり、2007年（平成19年）の594人の約2割まで減少しています。（図10）
- 一方で、厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果」によると、ホームレスの「高齢化」「野宿期間の長期化」の割合は増加しています。また、70歳以上の高齢者の割合は2016年（平成28年）調査と比較して2021年（令和3年）調査では約15%増加し、10年以上路上生活をしている人の割合も約5%増加しています。

（図10）ホームレスの実態に関する全国調査結果（千葉県）

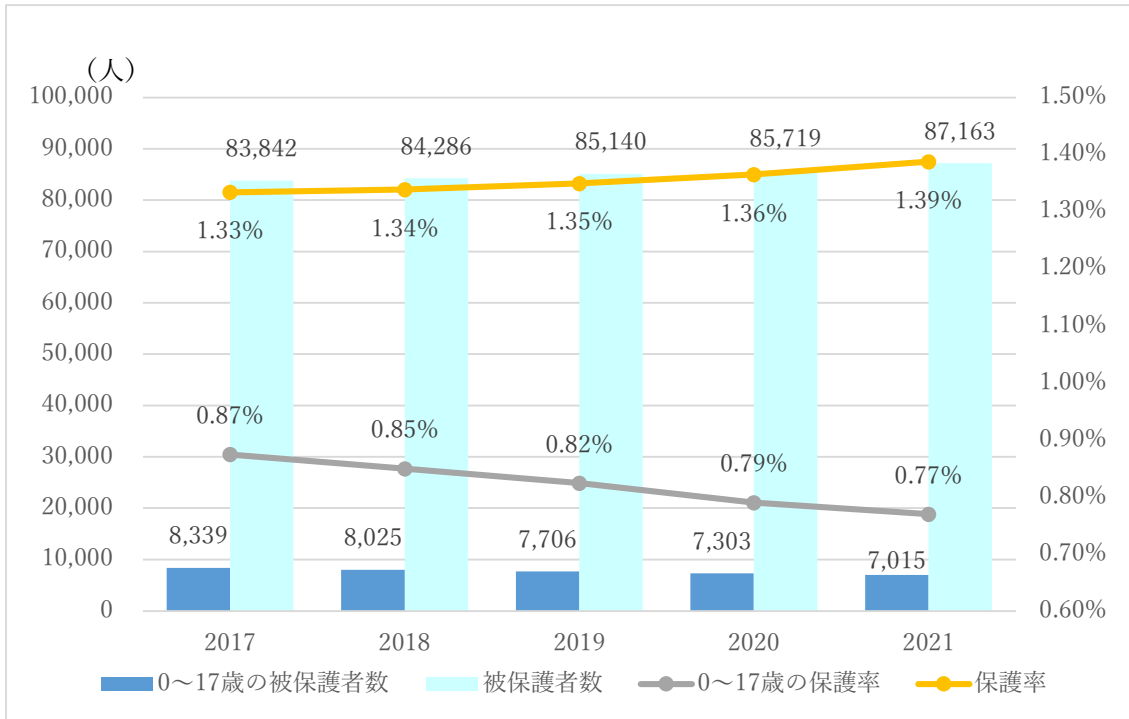


資料：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」

ウ こどもの貧困の状況

- 生活保護の受給者のうち17歳以下のこどもの数は、本県では2021年（令和3年）で7,015人となっており、保護率は0.77%です。2017年（平成29年）と比較して、生活保護の被保護者数が増加している中で、こどもの受給者は減少傾向にあります。（図11）

（図11）生活保護を受給している全体の人数とこどもの人数（千葉県）

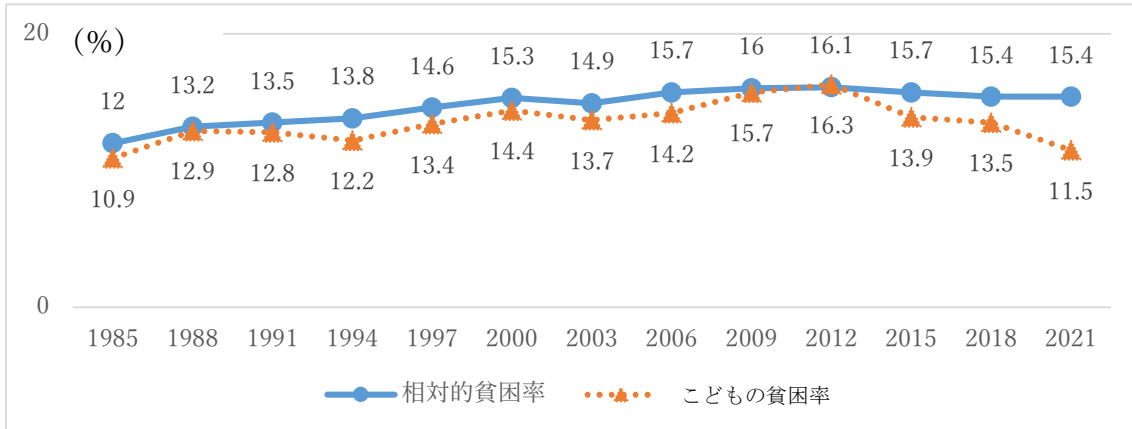


資料：被保護者調査（年次調査・各年7月末日現在）。人口は千葉県毎月常住人口調査による（毎年4月1日）。

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

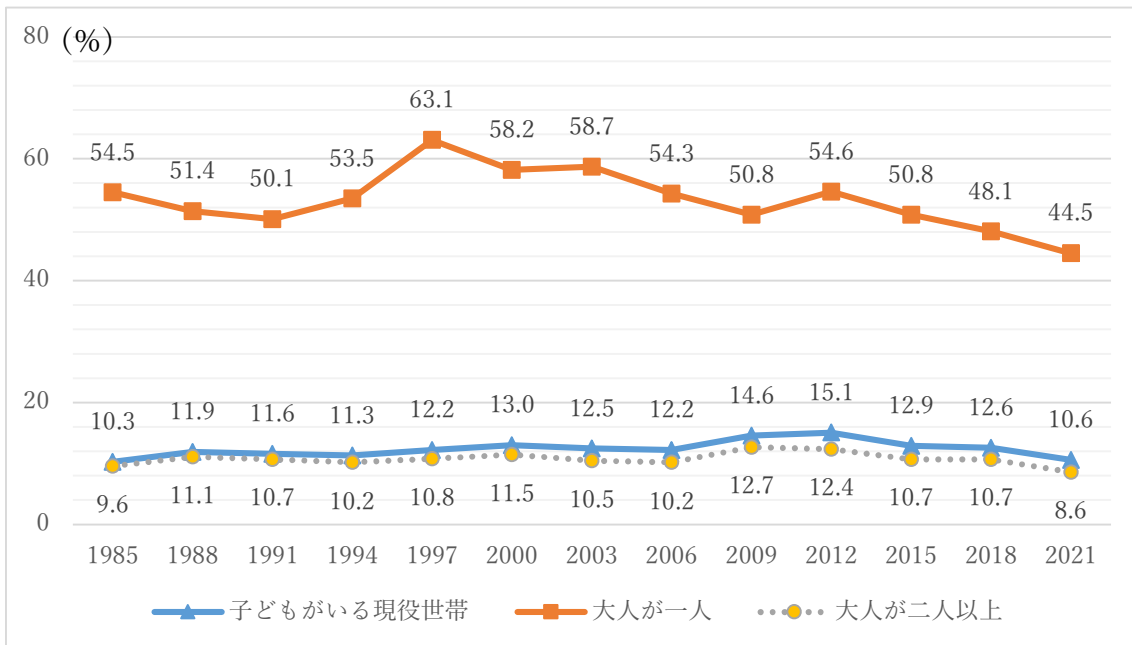
- 2021年（令和3年）の全国の子どもの貧困率※は11.5%です。
また、こどものいる現役世帯の貧困率では、大人が一人の世帯の貧困率が44.5%と高くなっており、大人が二人以上の世帯が8.6%なの
に比べ、大幅に高くなっています。（図12、図13）

（図12）こどもの相対的貧困率の推移（全国）



資料：総務省「国民生活基礎調査」

（図13）こどもがいる現役世帯の貧困率の推移（全国）



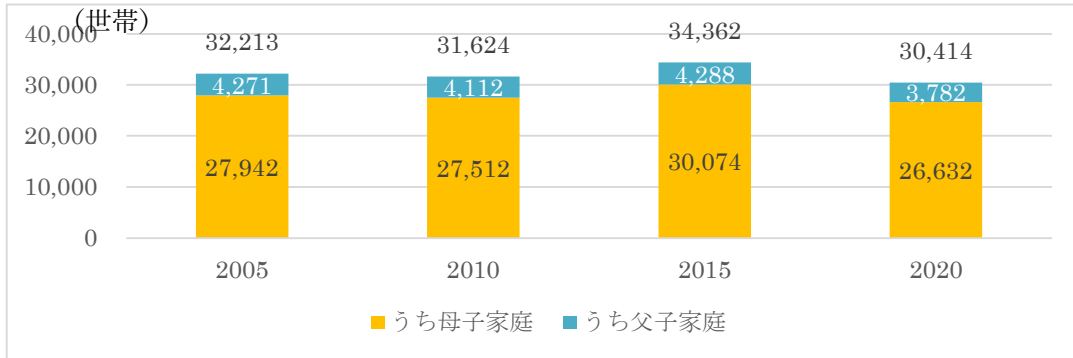
資料：総務省「国民生活基礎調査」

（注）：大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

エ ひとり親の状況

- 本県のひとり親世帯数は、2005年（平成17年）の32,213世帯から、2015年（平成27年）に34,362世帯と増加しましたが、2020年（令和2年）には、30,414世帯に減少しています。（図14）

（図14）ひとり親と未婚の子のみの世帯数の推移（千葉県）

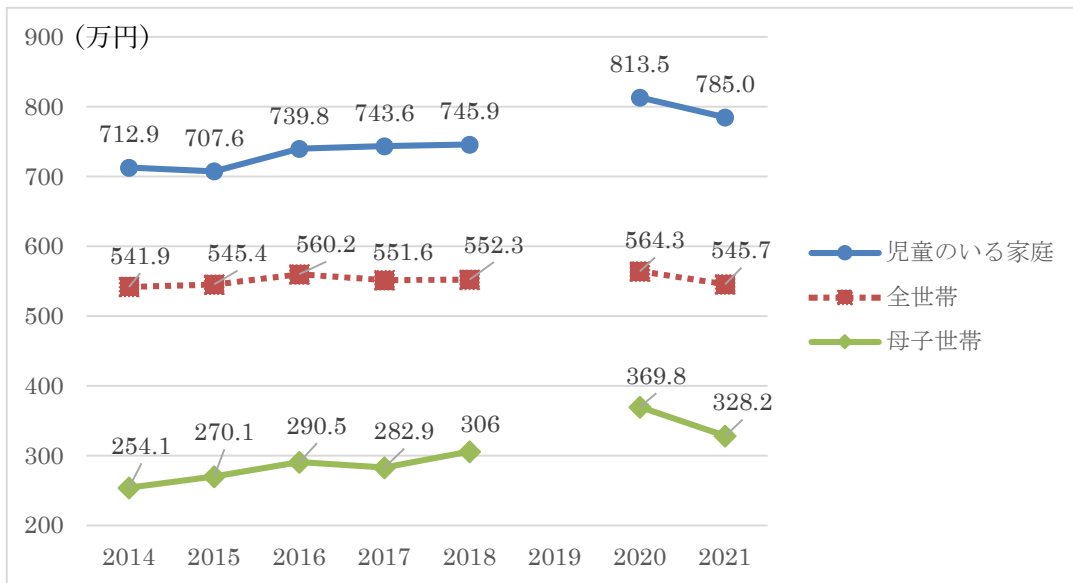


資料：総務省「国勢調査」

（注）：ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満のこどものみからなる一般世帯をいう。

- 全国の母子世帯の平均年間所得をみると、児童のいる世帯とは大きな差があり、全世帯と比べても低くなっています。（図15）

（図15）全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



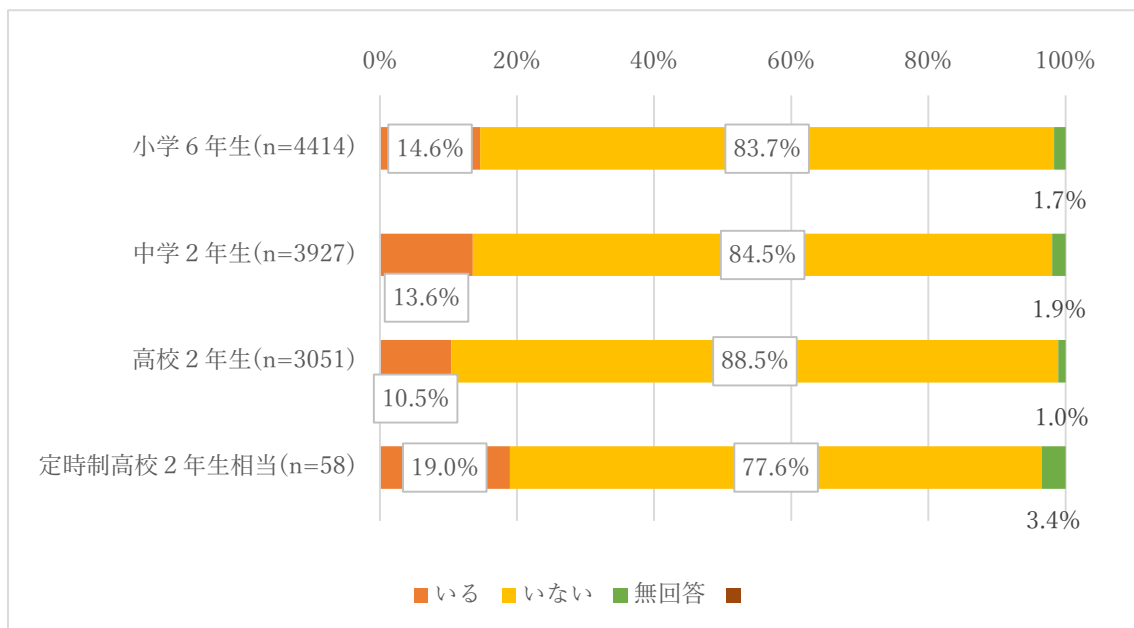
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

（注）：2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）が実施されていない。

(4) ヤングケアラーの状況

- ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものことです。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、これらの「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。
- 本県が2022年度（令和4年度）に実施した「ヤングケアラー県内実態調査」によると、お世話をしている人が「いる」と回答したのは、小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%、定時制高校2年生相当が19.0%でした。（図16）
- 一方で、お世話している人が「いる」と回答したうち、「お世話について誰かに相談した経験がある」と回答したのは、小学6年生が8.2%、中学2年生が6.8%、高校2年生が9.1%にとどまりました。（図17）
- お世話にかけている時間（平日）の平均値は、調査対象とした小学6年生が2.7時間、中学2年生が2.3時間、高校2年生が2.5時間でした。（図18）

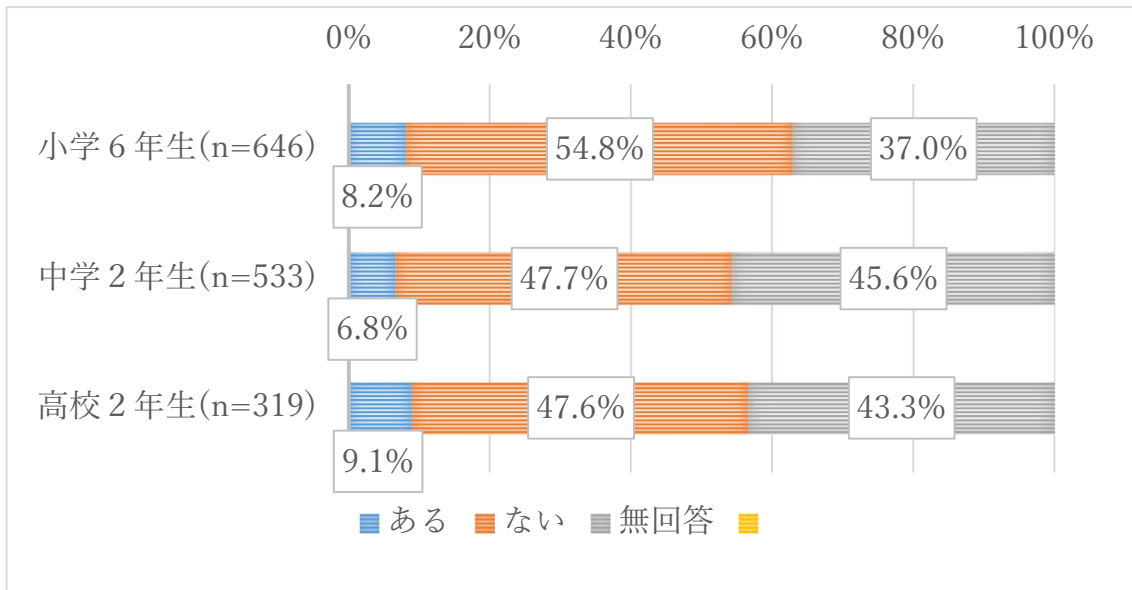
（図16）お世話をしている人の有無



資料：千葉県児童家庭課調べ

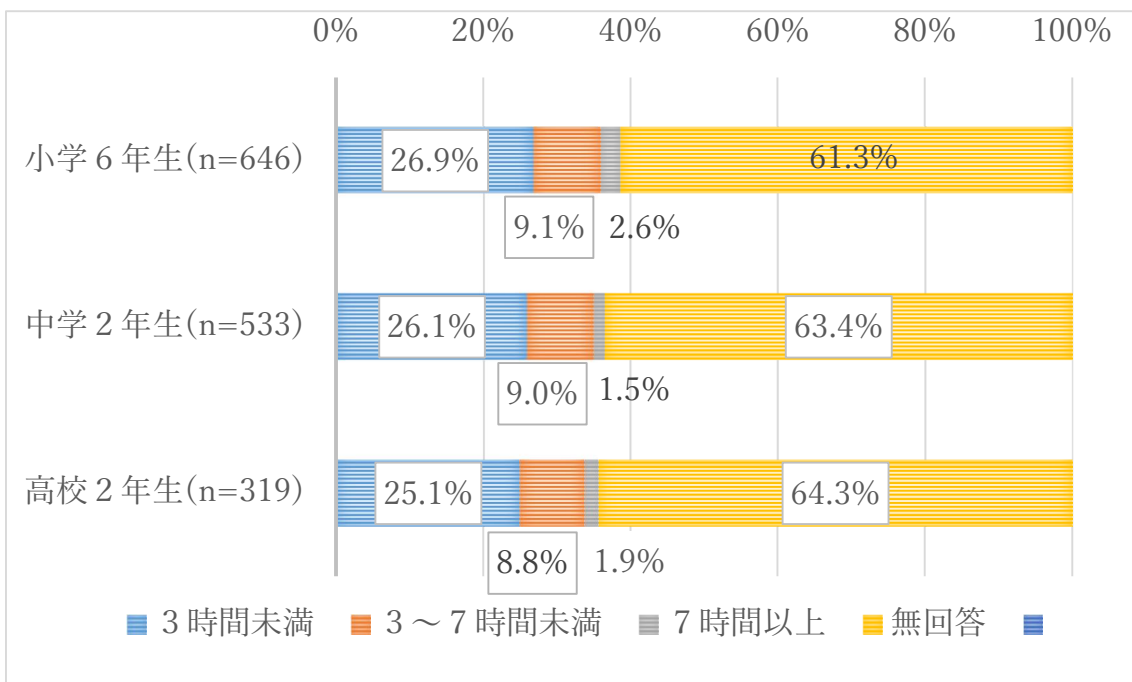
第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図17) 相談した経験の有無



資料：千葉県児童家庭課調べ

(図18) お世話にかけている時間（平日）



資料：千葉県児童家庭課調べ

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(5) ひきこもりの状態にある人の状況

- 内閣府が2022年度（令和4年度）に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、満15歳から満39歳までの人で2.05%、満40歳から満64歳までの人で2.02%、全国で約146万人いると推計されています。（表1）

（表1）ひきこもりに関する状況等（全国）

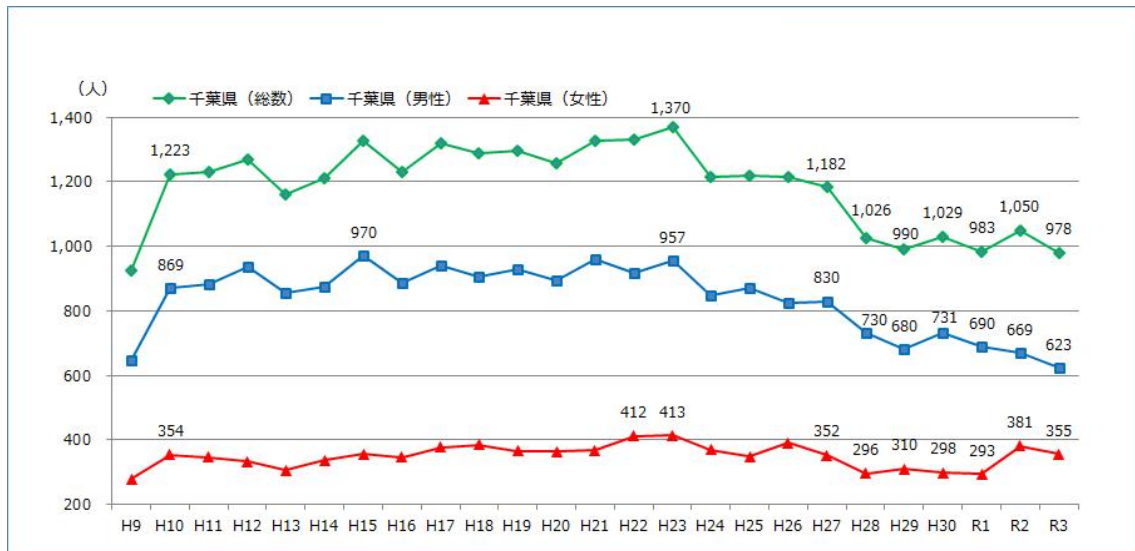
		該当者数	有効回収数に占める割合	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	15歳～39歳対象調査	67人	0.95%	準ひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	64人 (30人)	1.23% (0.70%)	
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15歳～39歳対象調査	52人	0.74%	広義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	81人 (50人)	1.55% (1.17%)	
自室からは出るが、家からは出ない	15歳～39歳対象調査	21人	0.30%	
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	4人 (3人)	0.08% (0.07%)	
自室からはほとんど出ない	15歳～39歳対象調査	4人	0.06%	
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	6人 (3人)	0.12% (0.07%)	

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」

(6) 自殺者の状況

- 千葉県の子殺者数の総数は、1997年(平成9年)から1998年(平成10年)にかけて急増し、2011年(平成23年)に過去最多の1,370人となった後、2012年(平成24年)以降は減少傾向となりました。直近の5年間では、総数は1,000人前後を推移したものの、男女別に見ると、男性が2018年(平成30年)からの4年間に731人から623人に減少し続けているのに対し、女性2020年(令和2年)に前年の293人から381人に増加し、2021年(令和3年)も355人と高い傾向を示しています。(図19)

(図19) 自殺者数の推移(千葉県)



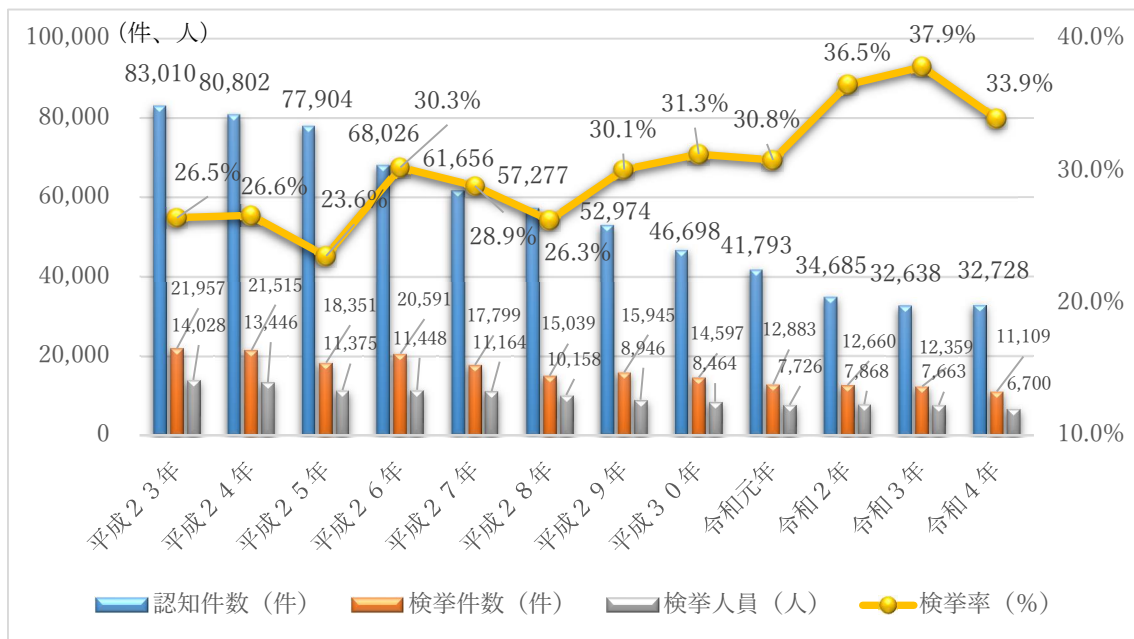
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(7) 更生の支援が必要な人の状況

ア 刑法犯の認知件数、検挙件数・人員

- 千葉県は刑法犯認知件数は年々減少し、2022年（令和4年）には32,728件と、2011年（平成23年）の83,010件と比較すると、約6割減少しています。また、そのうち千葉県警察における検挙件数は11,109件で、検挙人員は6,700人となっています。（図20）

（図20）刑法犯の認知件数、検挙件数・人員（千葉県）

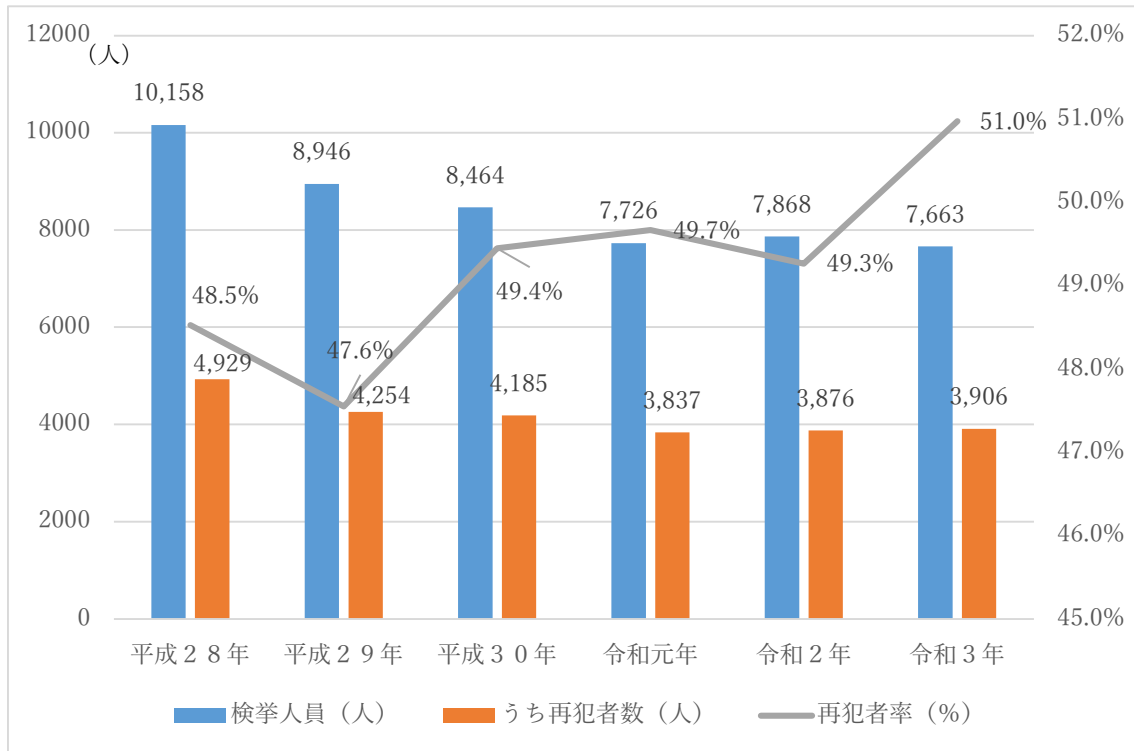


資料：千葉県警察公表データ

イ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

- 県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少していません。また、再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を推移していましたが、2021年（令和3年）は、約51%に増加しています。（図21）

（図21）刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率（千葉県）



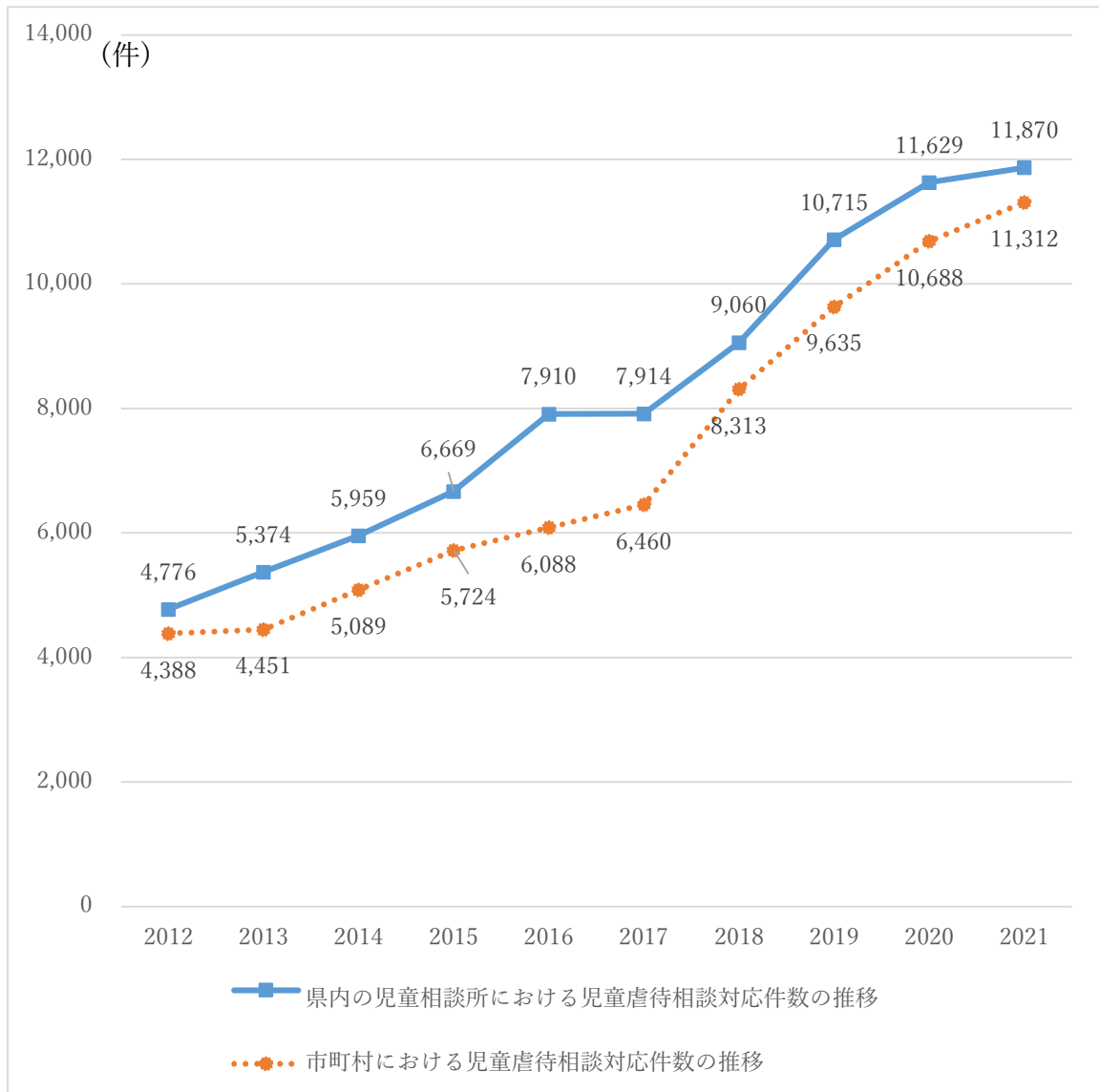
資料：法務省提供データ

(8) 児童、高齢者、障害者等への虐待の状況

ア 児童虐待の状況

- 県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、2012年度（平成24年度）から2021年度（令和3年度）までの10年間で約2.5倍に増加し、2021年度（令和3年度）は11,870件となっています。また、市町村における相談対応件数をみても増加しており、2021年度（令和3年度）には11,312件にも上っています。（図22）

（図22）児童虐待の相談対応件数の推移（千葉県）

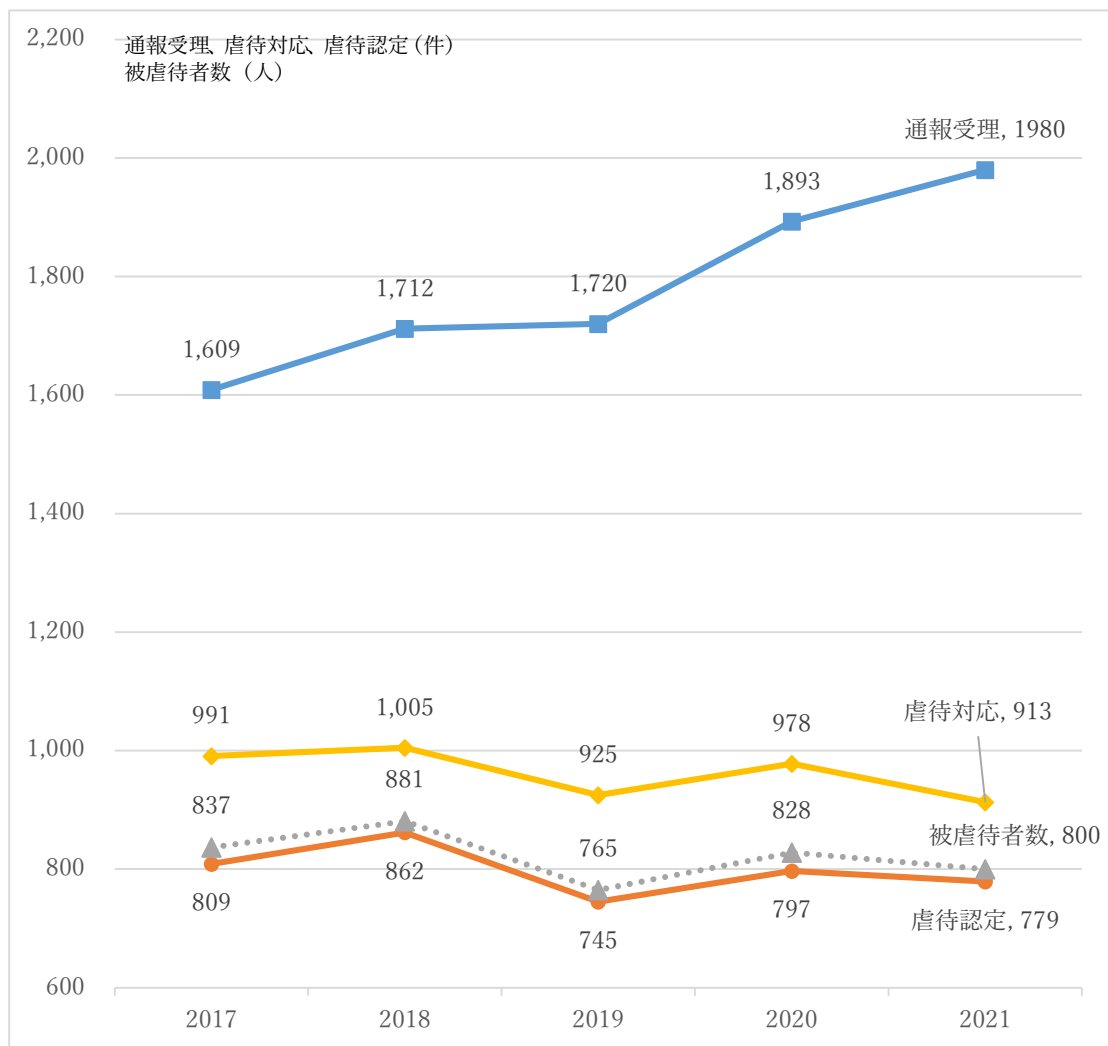


資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

イ 高齢者虐待の状況

- 県内市町村で受け付けた養護者による（家庭における）高齢者虐待に関する相談・通報等件数は2021年度（令和3年度）には1,980件で、そのうち、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例は779件でした。身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などの様々な高齢者虐待が発生しています。（図23）

（図23）高齢者虐待の対応状況（千葉県）

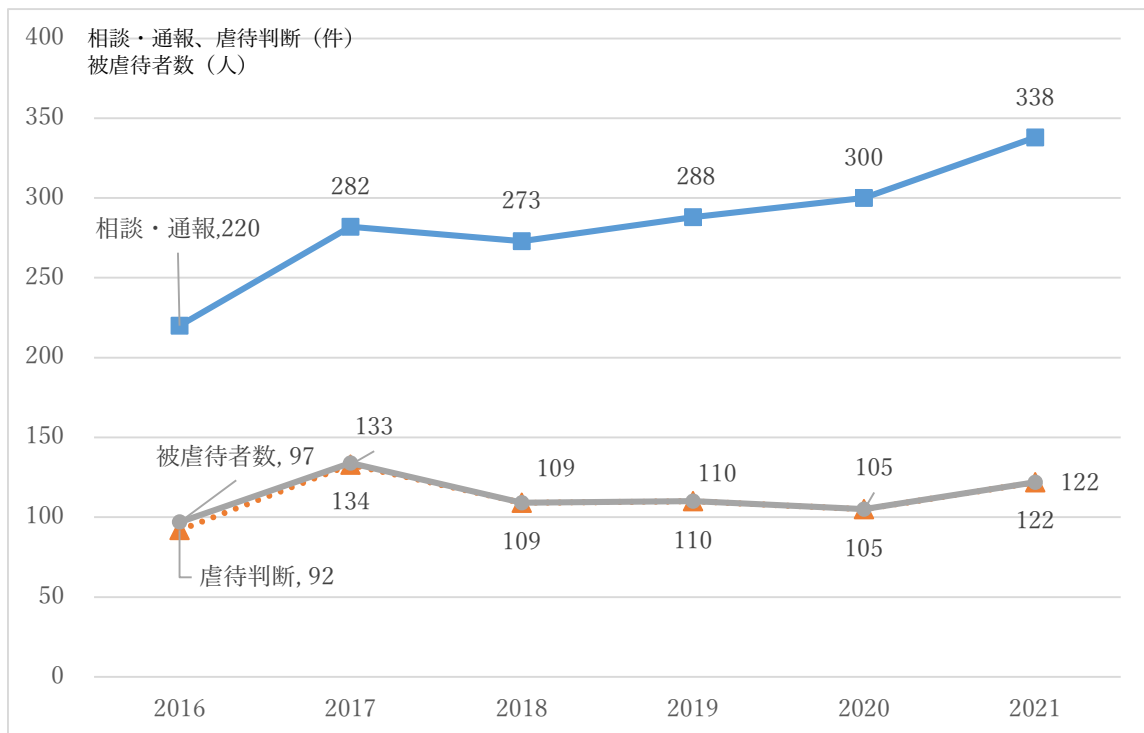


資料：千葉県高齢者福祉課「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」

ウ 障害者虐待の状況

- 県及び市町村で受け付けた養護者による（家庭における）障害者虐待に関する相談・通報等件数は338件（2021年度（令和3年度））で、そのうち、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例は122件でした。障害の種別では、知的障害、精神障害のある人への事例が多くなっています。（図24）

（図24）障害者虐待の対応状況（千葉県）

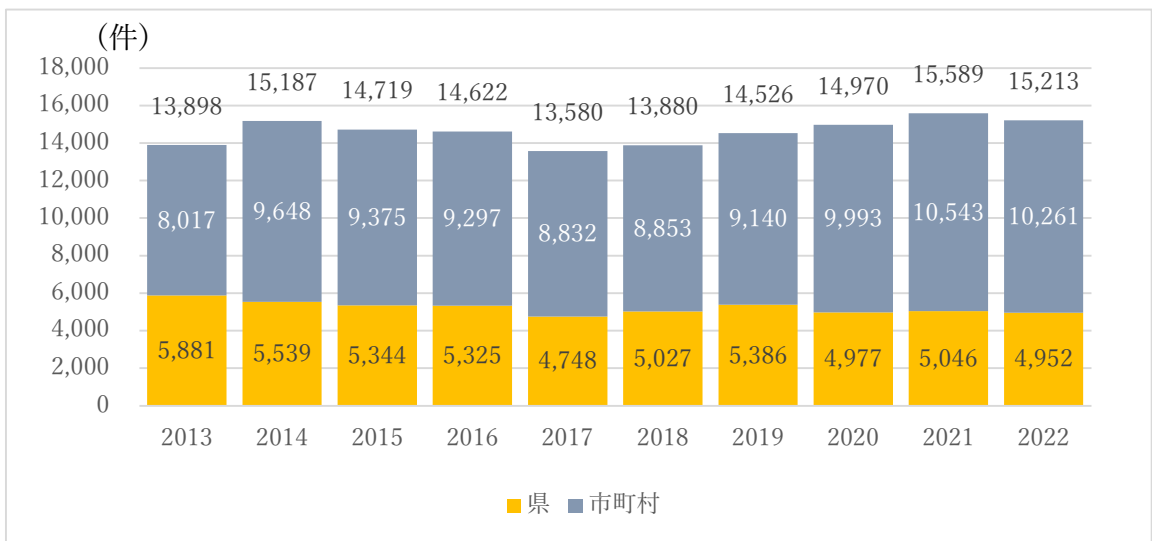


資料：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

エ DV※の状況

- 配偶者や恋人など、親密な関係の人から振るわれる暴力を「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といいます。DVは人権侵害です。配偶者暴力相談支援センターや市町村に寄せられた相談件数は、2022年度（令和4年度）は県4,952件、市町村10,261件でした。（図25）

（図25）DV相談件数の推移（千葉県）



資料：千葉県児童家庭課調べ

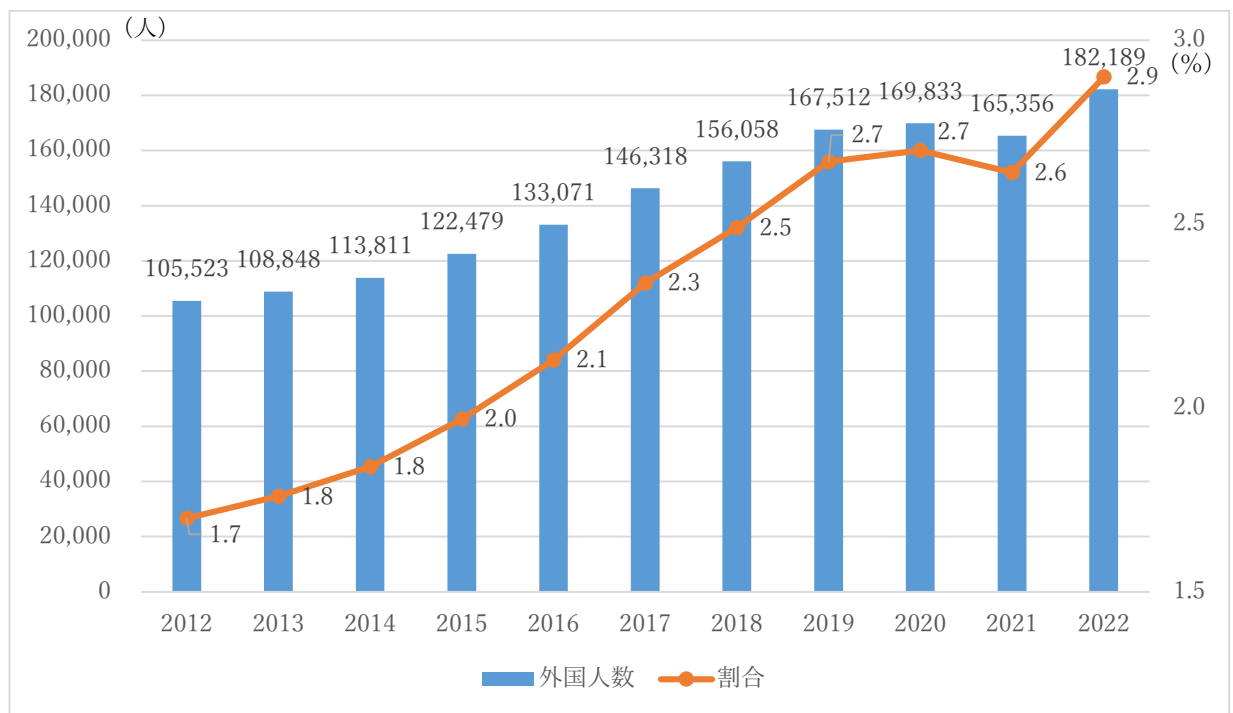
第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(9) 外国人の状況

- 住民基本台帳制度に基づく県内の外国人数は、182,189人(2022年(令和4年)12月末)で、常住人口の約2.9%を占めており、2022年(令和4年)までの10年間で約1.7倍の増加となっています。(図26)

国・地域別にみると、人数の多い順に、中国、ベトナム、フィリピン、韓国・朝鮮、ネパールとなっており、ベトナムとネパールについては、近年特に増加しています。

(図26) 外国人数及び常住人口に占める割合(千葉県)



資料：外国人数(毎年12月末現在)は法務省「在留外国人統計」。割合で用いた常住人口(毎年翌年1月1日現在)は千葉県統計課「毎月常住人口調査」。

3 社会環境の変化

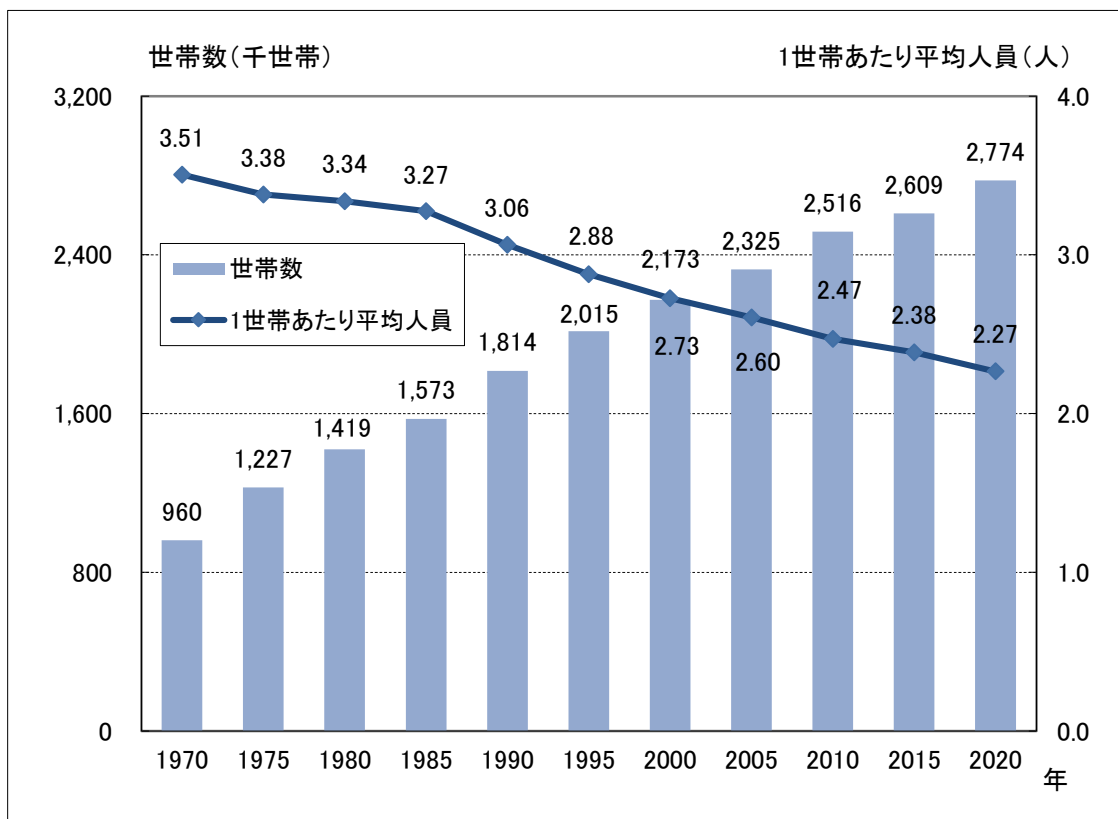
(1) 家庭や社会構造の変化

ア 世帯構造の変化

○ 現在、千葉県内の世帯数自体は増加傾向にありますが、平均世帯人員をみると減少傾向にあり、2020年（令和2年）は2.27人で全国平均の2.26人とほぼ同数でした。なお、2015年（平成27年）の本県の1世帯当たりの人員2.38人からは0.11人減少しています。（図27）

○ 家族類型別の推移をみると、「夫婦と子ども」が減少傾向にある一方、都市化の進展や核家族化等により「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」、「単独世帯」の割合は、上昇傾向にあります。（図28）

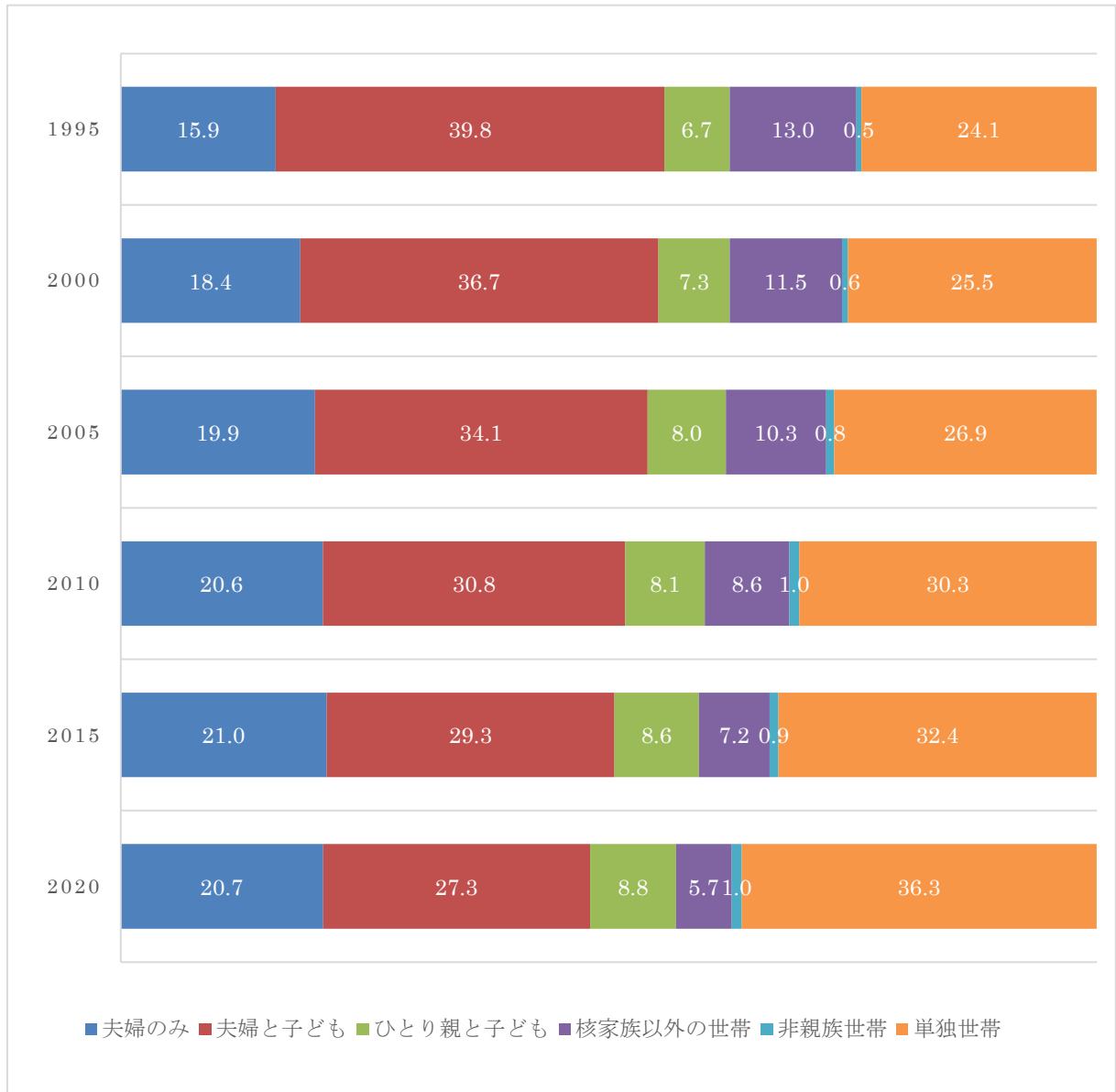
（図27）世帯数と1世帯あたり平均人員の推移（千葉県）



資料：総務省「国勢調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

(図28) 家族類型別一般世帯割合の推移(千葉県)

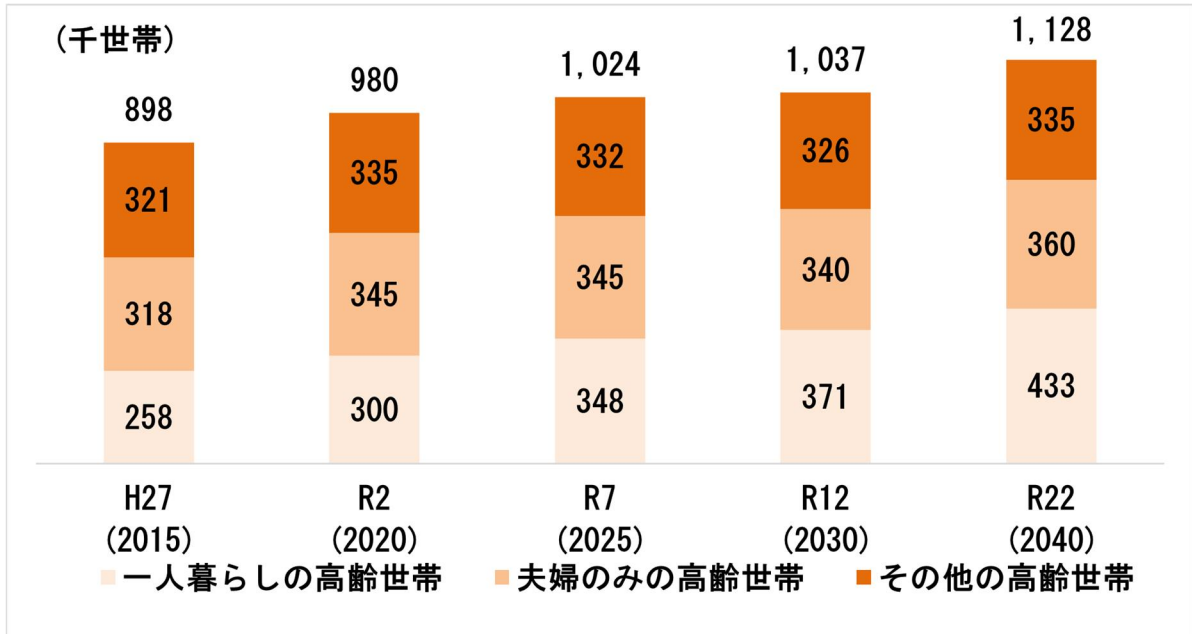


資料：総務省「国勢調査」

イ 高齢単身世帯の増加

- 千葉県内の65歳以上の一人暮らしの高齢世帯は、2040年（令和22年）には2015年（平成27年）の約1.7倍に増加するものと見込まれています。また、高齢世帯全体に占める一人暮らしの高齢世帯の割合も上昇することが見込まれています。（図29）

（図29）今後の高齢世帯数の推計（千葉県）

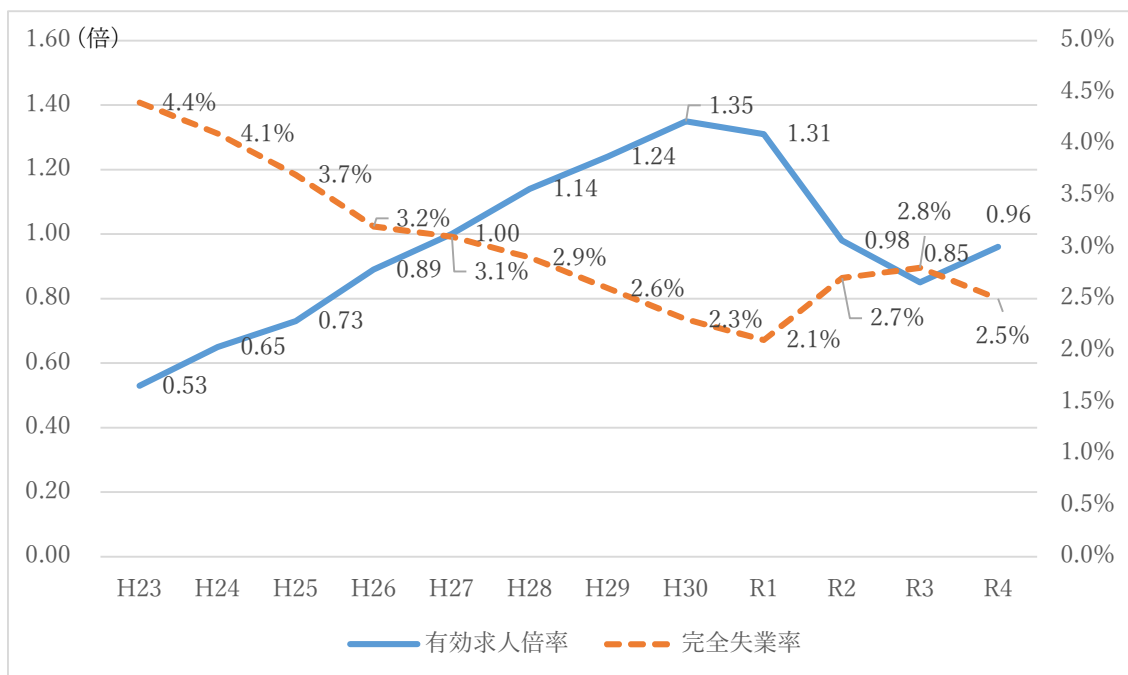


資料：2020年（令和2年）までは総務省「国勢調査」。
 2025年（令和7年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計 2019年（平成31年）4月推計）」。

ウ 雇用環境の変化

- 本県の雇用情勢は、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い有効求人倍率が1.00倍を下回り、完全失業率も悪化しましたが、2022年（令和4年）では緩やかに持ち直しの動きが見られています。一方で、職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、本人に意欲があっても就労が難しい状況にあります。（図30、表2）

（図30）有効求人倍率及び完全失業率の推移（千葉県）



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

（注）：モデル推計により作成。

（表2）若年無業者数及び割合

	若年無業者（人）		15～34歳人口に占める割合（%）	
	全国	千葉県	全国	千葉県
2002	694,000	37,800	2.0	2.2
2007	632,700	33,200	2.1	2.2
2012	617,300	25,100	2.3	1.9
2017	598,800	29,800	2.3	2.4
2022	615,700	32,300	2.5	2.6

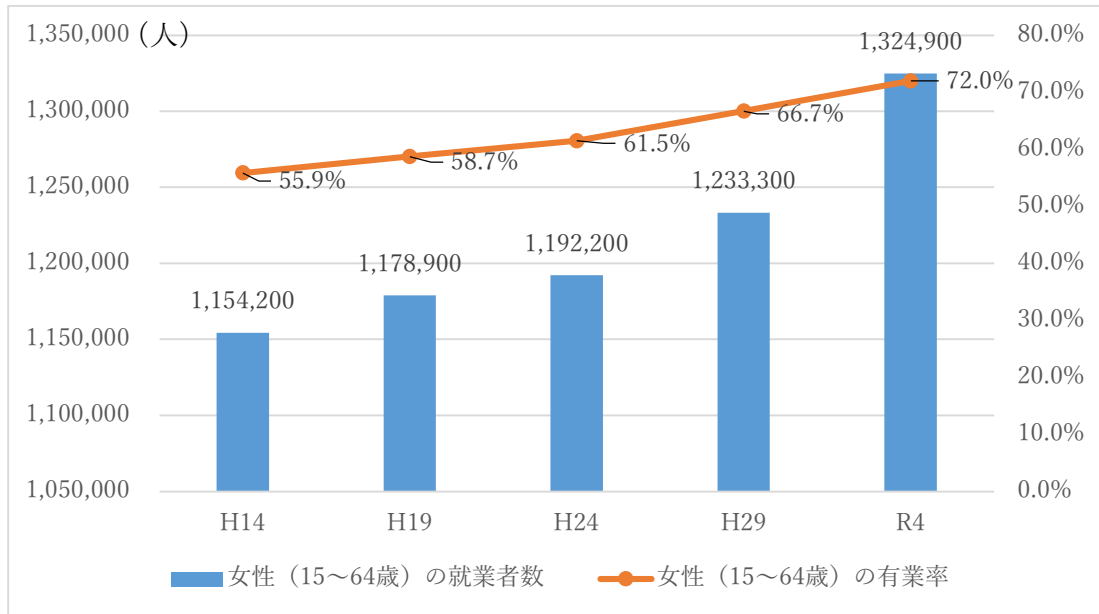
資料：総務省「就業構造基本調査」

第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

エ 働き方の変化

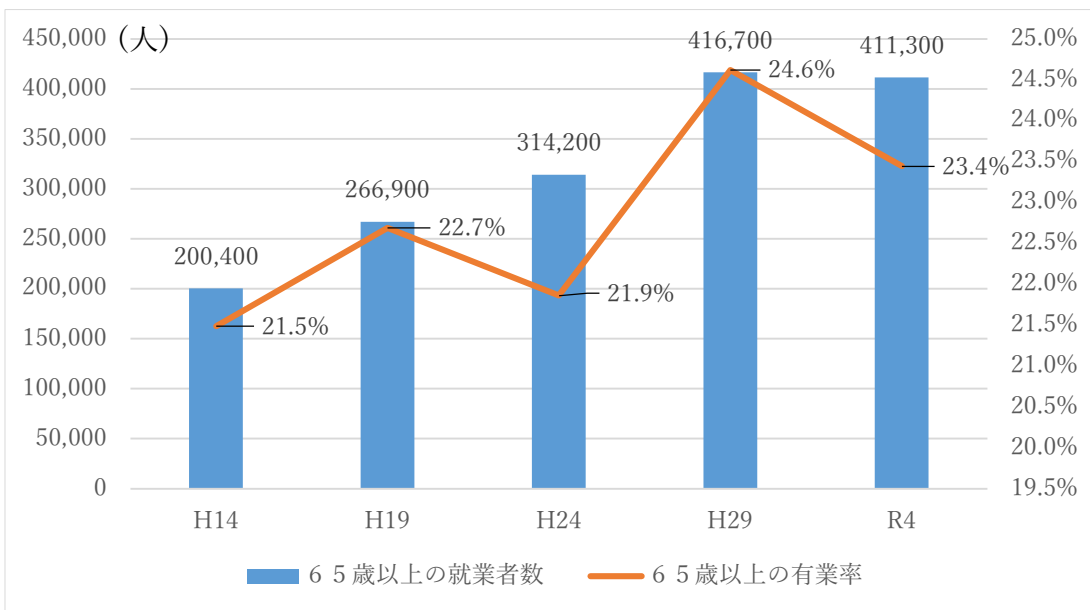
- 社会経済のグローバル化や情報化の進展、健康寿命の延伸などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化とともに、「新しい生活様式」への対応など、働き方に変化が生じています。(図3 1、図3 2)

(図3 1) 女性の就業者数及び有業率の推移(千葉県)



資料：総務省「就業構造基本調査」

(図3 2) 高齢者の就業者数及び有業率の推移(千葉県)

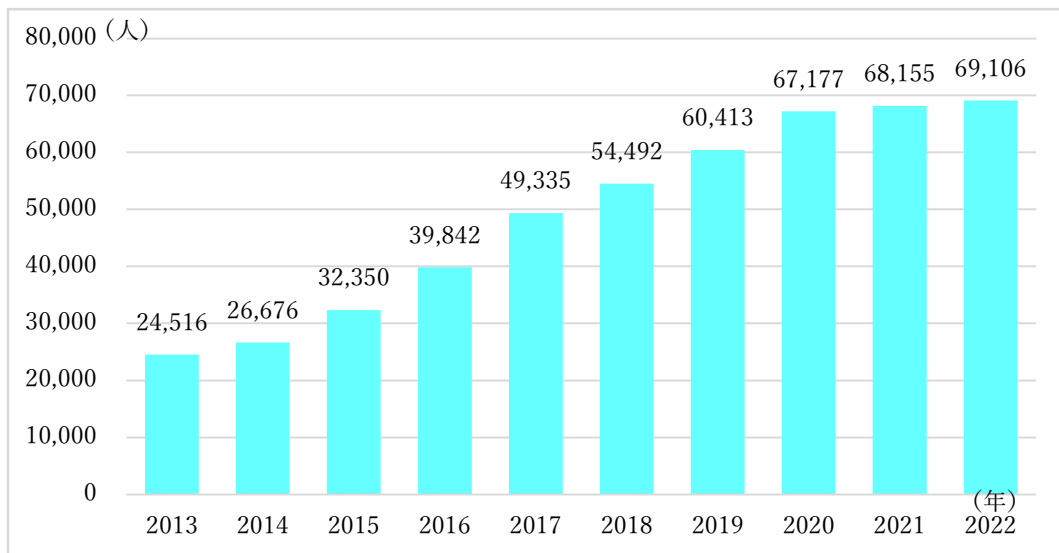


資料：総務省「就業構造基本調査」

オ グローバル化の進展

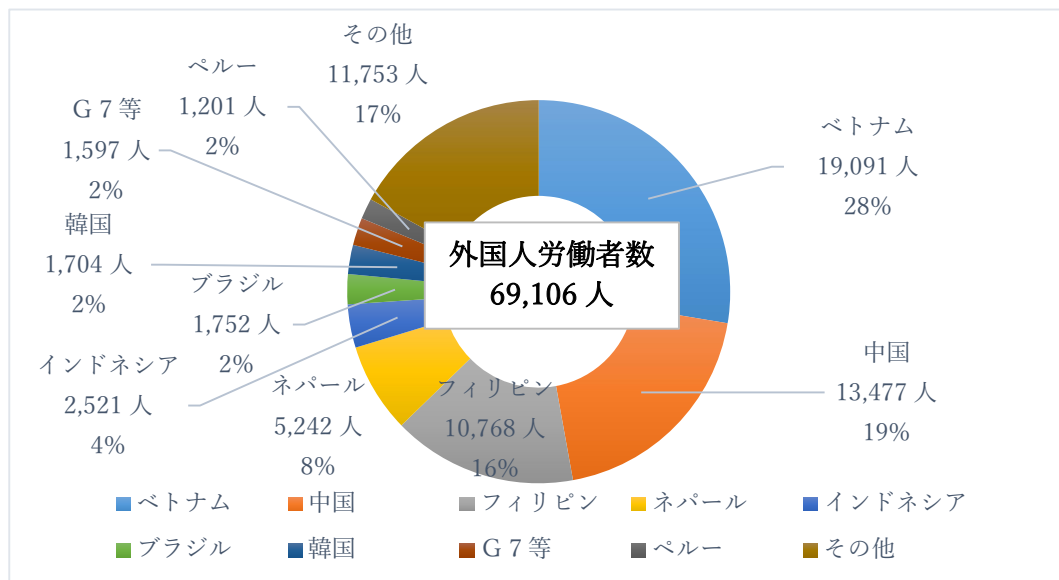
- 千葉県においては、18万2千人（2022年（令和4年））を超える外国人が居住し、約6万9千人（2022年（令和4年））が就労しています。（図33、図34、図35）

（図33）外国人労働者数の推移



資料：千葉労働局「外国人雇用状況」

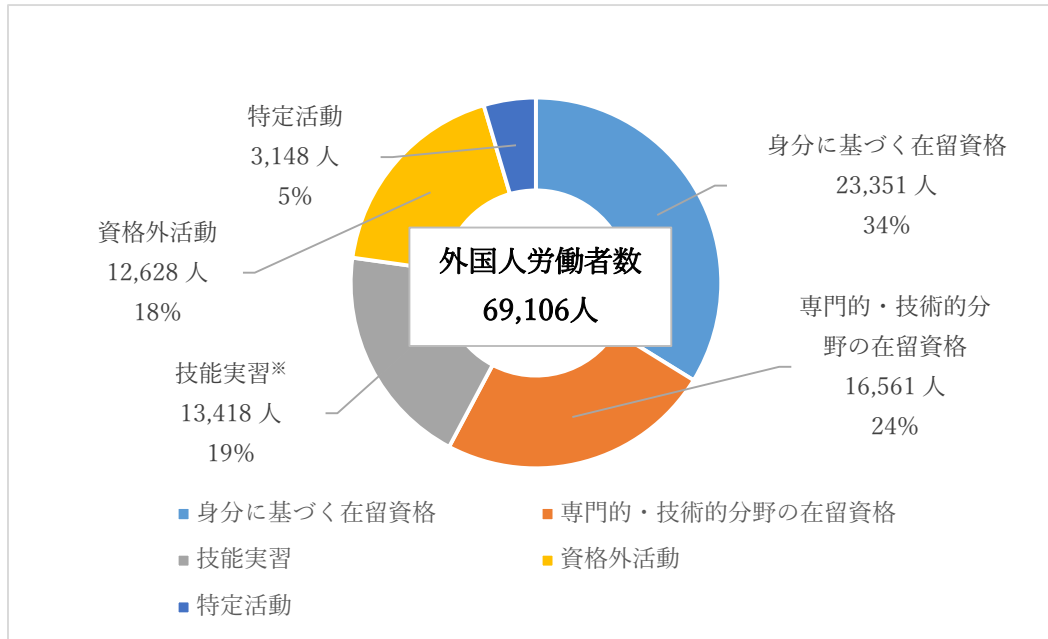
（図34）国籍別・外国人労働者数



資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和4年10月末現在）」

（注）G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

(図35) 在留資格別・外国人労働者数



資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和4年10月末現在）」